

○ 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

改正案	現行
<p>第十九条の三 法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号、第三号ホ及び第四号に掲げる事項を除く。）とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 直近の三中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）及び二連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）又は直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 親会社株主に帰属する中間純利益若しくは親会社株主に帰属する中間純損失又は親会社株主に帰属する当期純利益若しくは親会社株主に帰属する当期純損失</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>三～五 (略)</p>	<p>第十九条の三 法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号、第三号ホ及び第四号に掲げる事項を除く。）とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 直近の三中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）及び二連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）又は直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項</p> <p>項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 中間純利益若しくは中間純損失又は当期純利益若しくは当期純損失</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>三～五 (略)</p>

<p>(銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)</p> <p>第三十四条の二十六 法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項(中間説明書類にあつては、第一号イ及びニからへまで、第二号、第四号ホ並びに第五号に掲げる事項を除く。)とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 銀行持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 直近の三中間連結会計年度及び二連結会計年度又は直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 親会社株主に帰属する中間純利益若しくは親会社株主に帰属する中間純損失又は親会社株主に帰属する当期純利益若しくは親会社株主に帰属する当期純損失</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>四～六 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)</p> <p>第三十四条の二十六 法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項(中間説明書類にあつては、第一号イ及びニからへまで、第二号、第四号ホ並びに第五号に掲げる事項を除く。)とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 銀行持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 直近の三中間連結会計年度及び二連結会計年度又は直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 中間純利益若しくは中間純損失又は当期純利益若しくは当期純損失</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>四～六 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>
---	---

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第1号

改正案					現行				
別紙様式第1号 (第18条第1項関係) (日本工業規格A4)					別紙様式第1号 (第18条第1項関係) (日本工業規格A4)				
(略)					(略)				
第1 第 期中 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$ 中間事業概況書					第1 第 期中 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$ 中間事業概況書				
1～5 (略)					1～5 (略)				
6 自己資本比率の状況					6 自己資本比率の状況				
〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕					〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕				
信用リスク・アセット算出手法					信用リスク・アセット算出手法				
(単位：百万円)					(単位：百万円)				
項目	当中間期末		前期末		項目	当中間期末		前期末	
	経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額			経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額	
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目					普通株式等Tier1資本に係る基礎項目				
普通株式に係る株主資本の額		/		/	普通株式に係る株主資本の額		/		/
うち、資本金及び資本剰余金の額		/		/	うち、資本金及び資本剰余金の額		/		/
うち、利益剰余金の額		/		/	うち、利益剰余金の額		/		/
うち、自己株式の額 (Δ)		/		/	うち、自己株式の額 (Δ)		/		/
うち、社外流出予定額 (Δ)		/		/	うち、社外流出予定額 (Δ)		/		/
うち、上記以外に該当するものの額		/		/	うち、上記以外に該当するものの額		/		/
普通株式に係る新株予約権の額		/		/	普通株式に係る新株予約権の額		/		/
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額		/		/	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額		/		/
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額		/		/	公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額		/		/
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)		/		/	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)		/		/

改正案					現行				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目					普通株式等Tier1資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額					無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額					うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額					うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額					繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額					繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額					適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額					証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額					負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額					前払年金費用の額				
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額					自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額					意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額					少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る10%基準超過額					特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額					うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額					うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額					特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額					うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額					うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
その他Tier1資本不足額					その他Tier1資本不足額				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額（ロ）					普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額（ロ）				

改正案					現行				
普通株式等Tier1資本					普通株式等Tier1資本				
普通株式等Tier1資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)		/		/	普通株式等Tier1資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)		/		/
その他Tier1資本に係る基礎項目					その他Tier1資本に係る基礎項目				
その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額		/		/	その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額		/		/
その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額		/		/	その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額		/		/
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額		/		/	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額		/		/
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額		/		/	特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額		/		/
適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額		/		/	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額		/		/
評価・換算差額等に係る経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額		/		/	評価・換算差額等に係る経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額		/		/
その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ)		/		/	その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ)		/		/
その他Tier1資本に係る調整項目					その他Tier1資本に係る調整項目				
自己保有その他Tier1資本調達手段の額					自己保有その他Tier1資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額					意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額					少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額					その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額		/		/	調整項目に係る経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額		/		/
Tier2資本不足額		/		/	Tier2資本不足額		/		/
その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)		/		/	その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)		/		/
その他Tier1資本					その他Tier1資本				
その他Tier1資本の額 (ニ) - (ホ) (ヘ)		/		/	その他Tier1資本の額 (ニ) - (ホ) (ヘ)		/		/
Tier1資本					Tier1資本				
Tier1資本の額 (ハ) + (ヘ) (ト)		/		/	Tier1資本の額 (ハ) + (ヘ) (ト)		/		/

改正案					現行				
Tier2資本に係る基礎項目					Tier2資本に係る基礎項目				
Tier2資本調達手段に係る株主資本の額		/		/	Tier2資本調達手段に係る株主資本の額		/		/
Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額		/		/	Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額		/		/
Tier2資本調達手段に係る負債の額		/		/	Tier2資本調達手段に係る負債の額		/		/
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額		/		/	特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額		/		/
適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額		/		/	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額		/		/
一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額		/		/	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額		/		/
うち、一般貸倒引当金Tier2算入額		/		/	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額		/		/
うち、適格引当金Tier2算入額		/		/	うち、適格引当金Tier2算入額		/		/
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額		/		/	公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額		/		/
評価・換算差額等に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額		/		/	評価・換算差額等に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額		/		/
Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)		/		/	Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)		/		/
Tier2資本に係る調整項目					Tier2資本に係る調整項目				
自己保有Tier2資本調達手段の額					自己保有Tier2資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額					意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額					少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額				
その他金融機関等のTier2資本調達手段の額					その他金融機関等のTier2資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額		/		/	調整項目に係る経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額		/		/
Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)		/		/	Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)		/		/
Tier2資本					Tier2資本				
Tier2資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)		/		/	Tier2資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)		/		/

改正案					現行				
総自己資本					総自己資本				
総自己資本合計 ((ト) + (ヌ)) (ル)					総自己資本合計 ((ト) + (ヌ)) (ル)				
リスク・アセット等					リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額					信用リスク・アセットの額の合計額				
資産 (オン・バランス) 項目					資産 (オン・バランス) 項目				
調整項目に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額					調整項目に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
オフ・バランス取引等項目					オフ・バランス取引等項目				
CVAリスク相当額を8%で除して得た額					CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額					中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額					マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額				
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額					オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額				
信用リスク・アセット調整額					信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額					オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額 (ヲ)					リスク・アセット等の額の合計額 (ヲ)				
自己資本比率					自己資本比率				
普通株式等Tier1比率 ((ハ) / (ヲ))		%		%	普通株式等Tier1比率 ((ハ) / (ヲ))		%		%
Tier1比率 ((ト) / (ヲ))		%		%	Tier1比率 ((ト) / (ヲ))		%		%
総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))		%		%	総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))		%		%
調整項目に係る参考事項					調整項目に係る参考事項				
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額					少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額				
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額					その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額					無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額				
繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額					繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額				

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第1号

改正案					現行				
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
一般貸倒引当金の額		/		/	一般貸倒引当金の額		/		/
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額		/		/	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額		/		/
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		/		/	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		/		/
適格引当金に係るTier2資本算入上限額		/		/	適格引当金に係るTier2資本算入上限額		/		/
資本調達手段に係る経過措置に関する事項					資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額		/		/	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額		/		/
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		/		/	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		/		/
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額		/		/	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額		/		/
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		/		/	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		/		/
(記載上の注意) (略)					(記載上の注意) (略)				
〔国内基準に係る単体自己資本比率〕 (略)					〔国内基準に係る単体自己資本比率〕 (略)				
第2・第3 (略)					第2・第3 (略)				
第4 第 期中 (年 月 日から) 中間株主資本等変動計算書					第4 第 期中 (年 月 日から) 中間株主資本等変動計算書				
(略)					(略)				
(記載上の注意)					(記載上の注意)				
1～7 (略)					1～7 (略)				
8 遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行つた場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。					8 遡及適用又は修正再表示を行つた場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。				
(以下略)					(以下略)				

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第1号の2

改正案				現行					
別紙様式第1号の2 (第18条第1項関係) (日本工業規格A4) (略)				別紙様式第1号の2 (第18条第1項関係) (日本工業規格A4) (略)					
第1 第 期中 [年 月 日から 年 月 日まで] 中間事業概況書				第1 第 期中 [年 月 日から 年 月 日まで] 中間事業概況書					
1~5 (略)				1~5 (略)					
6 自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕				6 自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕					
信用リスク・アセット算出手法				信用リスク・アセット算出手法					
(単位:百万円)				(単位:百万円)					
項目	当中間期末		前期末		項目	当中間期末		前期末	
	経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額			経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額	
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目									
普通株式に係る株主資本の額					普通株式に係る株主資本の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額					うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額					うち、利益剰余金の額				
うち、自己株式の額(Δ)					うち、自己株式の額(Δ)				
うち、社外流出予定額(Δ)					うち、社外流出予定額(Δ)				
うち、上記以外に該当するものの額					うち、上記以外に該当するものの額				
普通株式に係る新株予約権の額					普通株式に係る新株予約権の額				
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額					評価・換算差額等及びその他公表準備金の額				
<u>公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額</u>					<u>公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額</u>				
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)					普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)				

改正案					現行				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目					普通株式等Tier1資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額					無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額					うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額					うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額					繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額					繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額					適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額					証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額					負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額					前払年金費用の額				
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額					自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額					意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額					少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る10%基準超過額					特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額					うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額					うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額					特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額					うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額					うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
その他Tier1資本不足額					その他Tier1資本不足額				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額（ロ）					普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額（ロ）				

改正案					現行				
普通株式等Tier1資本					普通株式等Tier1資本				
普通株式等Tier1資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)		/		/	普通株式等Tier1資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)		/		/
その他Tier1資本に係る基礎項目					その他Tier1資本に係る基礎項目				
その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額		/		/	その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額		/		/
その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額		/		/	その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額		/		/
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額		/		/	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額		/		/
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額		/		/	特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額		/		/
適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額		/		/	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額		/		/
評価・換算差額等に係る経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額		/		/	評価・換算差額等に係る経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額		/		/
その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ)		/		/	その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ)		/		/
その他Tier1資本に係る調整項目					その他Tier1資本に係る調整項目				
自己保有その他Tier1資本調達手段の額					自己保有その他Tier1資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額					意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額					少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額					その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額		/		/	調整項目に係る経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額		/		/
Tier2資本不足額		/		/	Tier2資本不足額		/		/
その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)		/		/	その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)		/		/
その他Tier1資本					その他Tier1資本				
その他Tier1資本の額 (ニ) - (ホ) (ヘ)		/		/	その他Tier1資本の額 (ニ) - (ホ) (ヘ)		/		/
Tier1資本					Tier1資本				
Tier1資本の額 (ハ) + (ヘ) (ト)		/		/	Tier1資本の額 (ハ) + (ヘ) (ト)		/		/

改正案					現行				
Tier2資本に係る基礎項目					Tier2資本に係る基礎項目				
Tier2資本調達手段に係る株主資本の額		/		/	Tier2資本調達手段に係る株主資本の額		/		/
Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額		/		/	Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額		/		/
Tier2資本調達手段に係る負債の額		/		/	Tier2資本調達手段に係る負債の額		/		/
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額		/		/	特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額		/		/
適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額		/		/	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額		/		/
一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額		/		/	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額		/		/
うち、一般貸倒引当金Tier2算入額		/		/	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額		/		/
うち、適格引当金Tier2算入額		/		/	うち、適格引当金Tier2算入額		/		/
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額		/		/	公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額		/		/
評価・換算差額等に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額		/		/	評価・換算差額等に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額		/		/
Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)		/		/	Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)		/		/
Tier2資本に係る調整項目					Tier2資本に係る調整項目				
自己保有Tier2資本調達手段の額					自己保有Tier2資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額					意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額					少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額				
その他金融機関等のTier2資本調達手段の額					その他金融機関等のTier2資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額		/		/	調整項目に係る経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額		/		/
Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)		/		/	Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)		/		/
Tier2資本					Tier2資本				
Tier2資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)		/		/	Tier2資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)		/		/

改正案					現行				
総自己資本					総自己資本				
総自己資本合計（(ト) + (ヌ)） (ル)		/		/	総自己資本合計（(ト) + (ヌ)） (ル)		/		/
リスク・アセット等					リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額		/		/	信用リスク・アセットの額の合計額		/		/
資産（オン・バランス）項目		/		/	資産（オン・バランス）項目		/		/
調整項目に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		/		/	調整項目に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		/		/
オフ・バランス取引等項目		/		/	オフ・バランス取引等項目		/		/
CVAリスク相当額を8%で除して得た額		/		/	CVAリスク相当額を8%で除して得た額		/		/
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額		/		/	中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額		/		/
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		/		/	マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		/		/
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		/		/	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		/		/
信用リスク・アセット調整額		/		/	信用リスク・アセット調整額		/		/
オペレーショナル・リスク相当額調整額		/		/	オペレーショナル・リスク相当額調整額		/		/
リスク・アセット等の額の合計額（ヲ）		/		/	リスク・アセット等の額の合計額（ヲ）		/		/
自己資本比率					自己資本比率				
普通株式等Tier1比率（(ハ) / (ヲ)）	%	/	%	/	普通株式等Tier1比率（(ハ) / (ヲ)）	%	/	%	/
Tier1比率（(ト) / (ヲ)）	%	/	%	/	Tier1比率（(ト) / (ヲ)）	%	/	%	/
総自己資本比率（(ル) / (ヲ)）	%	/	%	/	総自己資本比率（(ル) / (ヲ)）	%	/	%	/
調整項目に係る参考事項					調整項目に係る参考事項				
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額		/		/	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額		/		/
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額		/		/	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額		/		/
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額		/		/	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額		/		/
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額		/		/	繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額		/		/

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第1号の2

改正案					現行				
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
一般貸倒引当金の額		/		/	一般貸倒引当金の額		/		/
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額		/		/	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額		/		/
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		/		/	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		/		/
適格引当金に係るTier2資本算入上限額		/		/	適格引当金に係るTier2資本算入上限額		/		/
資本調達手段に係る経過措置に関する事項					資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額		/		/	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額		/		/
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		/		/	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		/		/
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額		/		/	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額		/		/
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		/		/	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		/		/
(記載上の注意) (略) 〔国内基準に係る単体自己資本比率〕 (略)					(記載上の注意) (略) 〔国内基準に係る単体自己資本比率〕 (略)				
第2・第3 (略)					第2・第3 (略)				
第4 第 期中 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 中間株主資本等変動計算書					第4 第 期中 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 中間株主資本等変動計算書				
(略)					(略)				
(記載上の注意) 1～7 (略)					(記載上の注意) 1～7 (略)				
8 遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行つた場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。					8 遡及適用又は修正再表示を行つた場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。				
(以下略)					(以下略)				

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第3号

改正案					現行				
別紙様式第3号 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)					別紙様式第3号 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)				
(略)					(略)				
第1 第 期 [年 月 日から 年 月 日まで] 事業概況書					第1 第 期 [年 月 日から 年 月 日まで] 事業概況書				
1~12 (略)					1~12 (略)				
13 自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕					13 自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕				
信用リスク・アセット算出手法					信用リスク・アセット算出手法				
(単位:百万円)					(単位:百万円)				
項目	当期末		前期末		項目	当期末		前期末	
	経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額			経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額	
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目					普通株式等Tier1資本に係る基礎項目				
普通株式に係る株主資本の額		/		/	普通株式に係る株主資本の額		/		/
うち、資本金及び資本剰余金の額		/		/	うち、資本金及び資本剰余金の額		/		/
うち、利益剰余金の額		/		/	うち、利益剰余金の額		/		/
うち、自己株式の額 (△)		/		/	うち、自己株式の額 (△)		/		/
うち、社外流出予定額 (△)		/		/	うち、社外流出予定額 (△)		/		/
うち、上記以外に該当するものの額		/		/	うち、上記以外に該当するものの額		/		/
普通株式に係る新株予約権の額		/		/	普通株式に係る新株予約権の額		/		/
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額		/		/	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額		/		/
<u>公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額</u>		/		/	<u>公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額</u>		/		/
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)		/		/	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)		/		/

改正案					現行				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目					普通株式等Tier1資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額					無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額					うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額					うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額					繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額					繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額					適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額					証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額					負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額					前払年金費用の額				
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額					自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額					意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額					少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る10%基準超過額					特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額					うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額					うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額					特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額					うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額					うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
その他Tier1資本不足額					その他Tier1資本不足額				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額（ロ）					普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額（ロ）				

改正案					現行				
普通株式等Tier1資本					普通株式等Tier1資本				
普通株式等Tier1資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)		/		/	普通株式等Tier1資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)		/		/
その他Tier1資本に係る基礎項目					その他Tier1資本に係る基礎項目				
その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額		/		/	その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額		/		/
その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額		/		/	その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額		/		/
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額		/		/	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額		/		/
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額		/		/	特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額		/		/
適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額		/		/	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額		/		/
評価・換算差額等に係る経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額		/		/	評価・換算差額等に係る経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額		/		/
その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ)		/		/	その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ)		/		/
その他Tier1資本に係る調整項目					その他Tier1資本に係る調整項目				
自己保有その他Tier1資本調達手段の額					自己保有その他Tier1資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額					意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額					少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額					その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額		/		/	調整項目に係る経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額		/		/
Tier2資本不足額		/		/	Tier2資本不足額		/		/
その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)		/		/	その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)		/		/
その他Tier1資本					その他Tier1資本				
その他Tier1資本の額 (ニ) - (ホ) (ヘ)		/		/	その他Tier1資本の額 (ニ) - (ホ) (ヘ)		/		/
Tier1資本					Tier1資本				
Tier1資本の額 (ハ) + (ヘ) (ト)		/		/	Tier1資本の額 (ハ) + (ヘ) (ト)		/		/

改正案					現行				
Tier2資本に係る基礎項目					Tier2資本に係る基礎項目				
Tier2資本調達手段に係る株主資本の額		/		/	Tier2資本調達手段に係る株主資本の額		/		/
Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額		/		/	Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額		/		/
Tier2資本調達手段に係る負債の額		/		/	Tier2資本調達手段に係る負債の額		/		/
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額		/		/	特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額		/		/
適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額		/		/	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額		/		/
一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額		/		/	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額		/		/
うち、一般貸倒引当金Tier2算入額		/		/	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額		/		/
うち、適格引当金Tier2算入額		/		/	うち、適格引当金Tier2算入額		/		/
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額		/		/	公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額		/		/
評価・換算差額等に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額		/		/	評価・換算差額等に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額		/		/
Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)		/		/	Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)		/		/
Tier2資本に係る調整項目					Tier2資本に係る調整項目				
自己保有Tier2資本調達手段の額					自己保有Tier2資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額					意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額					少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額				
その他金融機関等のTier2資本調達手段の額					その他金融機関等のTier2資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額		/		/	調整項目に係る経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額		/		/
Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)		/		/	Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)		/		/
Tier2資本					Tier2資本				
Tier2資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)		/		/	Tier2資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)		/		/

改正案					現行				
総自己資本					総自己資本				
総自己資本合計（(ト) + (ヌ)） (ル)		/		/	総自己資本合計（(ト) + (ヌ)） (ル)		/		/
リスク・アセット等					リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額		/		/	信用リスク・アセットの額の合計額		/		/
資産（オン・バランス）項目		/		/	資産（オン・バランス）項目		/		/
調整項目に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		/		/	調整項目に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		/		/
オフ・バランス取引等項目		/		/	オフ・バランス取引等項目		/		/
CVAリスク相当額を8%で除して得た額		/		/	CVAリスク相当額を8%で除して得た額		/		/
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額		/		/	中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額		/		/
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		/		/	マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		/		/
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		/		/	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		/		/
信用リスク・アセット調整額		/		/	信用リスク・アセット調整額		/		/
オペレーショナル・リスク相当額調整額		/		/	オペレーショナル・リスク相当額調整額		/		/
リスク・アセット等の額の合計額（ワ）		/		/	リスク・アセット等の額の合計額（ワ）		/		/
自己資本比率					自己資本比率				
普通株式等Tier1比率（(ハ) / (ワ)）	%	/		%	普通株式等Tier1比率（(ハ) / (ワ)）	%	/		%
Tier1比率（(ト) / (ワ)）	%	/		%	Tier1比率（(ト) / (ワ)）	%	/		%
総自己資本比率（(ル) / (ワ)）	%	/		%	総自己資本比率（(ル) / (ワ)）	%	/		%
調整項目に係る参考事項					調整項目に係る参考事項				
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額		/		/	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額		/		/
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額		/		/	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額		/		/
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額		/		/	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額		/		/
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額		/		/	繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額		/		/

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第3号

改正案					現行				
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
一般貸倒引当金の額		/		/	一般貸倒引当金の額		/		/
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額		/		/	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額		/		/
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		/		/	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		/		/
適格引当金に係るTier2資本算入上限額		/		/	適格引当金に係るTier2資本算入上限額		/		/
資本調達手段に係る経過措置に関する事項					資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額		/		/	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額		/		/
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		/		/	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		/		/
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額		/		/	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額		/		/
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		/		/	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		/		/
(記載上の注意) (略) 〔国内基準に係る単体自己資本比率〕 (略)					(記載上の注意) (略) 〔国内基準に係る単体自己資本比率〕 (略)				
第2・第3 (略)					第2・第3 (略)				
第4 第 期 [年 月 日から 年 月 日まで] 株主資本等変動計算書					第4 第 期 [年 月 日から 年 月 日まで] 株主資本等変動計算書				
(略)					(略)				
(記載上の注意) 1～7 (略)					(記載上の注意) 1～7 (略)				
8 遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行つた場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。					8 遡及適用又は修正再表示を行つた場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。				
(以下略)					(以下略)				

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第3号の2

改正案					現行				
別紙様式第3号の2 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)					別紙様式第3号の2 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)				
(略)					(略)				
第1 第 期 [年 月 日から 年 月 日まで] 事業概況書					第1 第 期 [年 月 日から 年 月 日まで] 事業概況書				
1~13 (略)					1~13 (略)				
14 自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕					14 自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕				
信用リスク・アセット算出手法					信用リスク・アセット算出手法				
(単位：百万円)					(単位：百万円)				
項目	当期末		前期末		項目	当期末		前期末	
	経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額			経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額	
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目					普通株式等Tier1資本に係る基礎項目				
普通株式に係る株主資本の額		/		/	普通株式に係る株主資本の額		/		/
うち、資本金及び資本剰余金の額		/		/	うち、資本金及び資本剰余金の額		/		/
うち、利益剰余金の額		/		/	うち、利益剰余金の額		/		/
うち、自己株式の額 (Δ)		/		/	うち、自己株式の額 (Δ)		/		/
うち、社外流出予定額 (Δ)		/		/	うち、社外流出予定額 (Δ)		/		/
うち、上記以外に該当するものの額		/		/	うち、上記以外に該当するものの額		/		/
普通株式に係る新株予約権の額		/		/	普通株式に係る新株予約権の額		/		/
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額		/		/	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額		/		/
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額		/		/	公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額		/		/
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)		/		/	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)		/		/

改正案					現行				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目					普通株式等Tier1資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額					無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額					うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額					うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額					繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額					繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額					適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額					証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額					負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額					前払年金費用の額				
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額					自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額					意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額					少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る10%基準超過額					特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額					うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額					うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額					特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額					うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額					うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
その他Tier1資本不足額					その他Tier1資本不足額				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額（ロ）					普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額（ロ）				

改正案					現行				
普通株式等Tier1資本					普通株式等Tier1資本				
普通株式等Tier1資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)					普通株式等Tier1資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)				
その他Tier1資本に係る基礎項目					その他Tier1資本に係る基礎項目				
その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額					その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額				
その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額					その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額				
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額					その他Tier1資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額					特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額				
適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額					適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
評価・換算差額等に係る経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					評価・換算差額等に係る経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ)					その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ)				
その他Tier1資本に係る調整項目					その他Tier1資本に係る調整項目				
自己保有その他Tier1資本調達手段の額					自己保有その他Tier1資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額					意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額					少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額					その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額					調整項目に係る経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額				
Tier2資本不足額					Tier2資本不足額				
その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)					その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)				
その他Tier1資本					その他Tier1資本				
その他Tier1資本の額 (ニ) - (ホ) (ヘ)					その他Tier1資本の額 (ニ) - (ホ) (ヘ)				
Tier1資本					Tier1資本				
Tier1資本の額 (ハ) + (ヘ) (ト)					Tier1資本の額 (ハ) + (ヘ) (ト)				

改正案					現行				
Tier2資本に係る基礎項目					Tier2資本に係る基礎項目				
Tier2資本調達手段に係る株主資本の額		/		/	Tier2資本調達手段に係る株主資本の額		/		/
Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額		/		/	Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額		/		/
Tier2資本調達手段に係る負債の額		/		/	Tier2資本調達手段に係る負債の額		/		/
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額		/		/	特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額		/		/
適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額		/		/	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額		/		/
一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額		/		/	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額		/		/
うち、一般貸倒引当金Tier2算入額		/		/	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額		/		/
うち、適格引当金Tier2算入額		/		/	うち、適格引当金Tier2算入額		/		/
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額		/		/	公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額		/		/
評価・換算差額等に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額		/		/	評価・換算差額等に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額		/		/
Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)		/		/	Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)		/		/
Tier2資本に係る調整項目					Tier2資本に係る調整項目				
自己保有Tier2資本調達手段の額					自己保有Tier2資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額					意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額					少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額				
その他金融機関等のTier2資本調達手段の額					その他金融機関等のTier2資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額		/		/	調整項目に係る経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額		/		/
Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)		/		/	Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)		/		/
Tier2資本					Tier2資本				
Tier2資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)		/		/	Tier2資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)		/		/

改正案					現行				
総自己資本					総自己資本				
総自己資本合計（(ト) + (ヌ)） (ル)		/		/	総自己資本合計（(ト) + (ヌ)） (ル)		/		/
リスク・アセット等					リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額		/		/	信用リスク・アセットの額の合計額		/		/
資産（オン・バランス）項目		/		/	資産（オン・バランス）項目		/		/
調整項目に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		/		/	調整項目に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		/		/
オフ・バランス取引等項目		/		/	オフ・バランス取引等項目		/		/
CVAリスク相当額を8%で除して得た額		/		/	CVAリスク相当額を8%で除して得た額		/		/
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額		/		/	中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額		/		/
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		/		/	マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		/		/
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		/		/	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		/		/
信用リスク・アセット調整額		/		/	信用リスク・アセット調整額		/		/
オペレーショナル・リスク相当額調整額		/		/	オペレーショナル・リスク相当額調整額		/		/
リスク・アセット等の額の合計額（ヲ）		/		/	リスク・アセット等の額の合計額（ヲ）		/		/
自己資本比率					自己資本比率				
普通株式等Tier1比率（(ハ) / (ヲ)）	%	/	%	/	普通株式等Tier1比率（(ハ) / (ヲ)）	%	/	%	/
Tier1比率（(ト) / (ヲ)）	%	/	%	/	Tier1比率（(ト) / (ヲ)）	%	/	%	/
総自己資本比率（(ル) / (ヲ)）	%	/	%	/	総自己資本比率（(ル) / (ヲ)）	%	/	%	/
調整項目に係る参考事項					調整項目に係る参考事項				
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額		/		/	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額		/		/
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額		/		/	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額		/		/
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額		/		/	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額		/		/
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額		/		/	繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額		/		/

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第3号の2

改正案					現行				
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
一般貸倒引当金の額		/		/	一般貸倒引当金の額		/		/
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額		/		/	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額		/		/
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		/		/	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		/		/
適格引当金に係るTier2資本算入上限額		/		/	適格引当金に係るTier2資本算入上限額		/		/
資本調達手段に係る経過措置に関する事項					資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額		/		/	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額		/		/
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		/		/	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		/		/
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額		/		/	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額		/		/
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		/		/	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		/		/
(記載上の注意) (略) 〔国内基準に係る単体自己資本比率〕 (略)					(記載上の注意) (略) 〔国内基準に係る単体自己資本比率〕 (略)				
第2・第3 (略)					第2・第3 (略)				
<p style="text-align: center;">第4 第 期 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$ 株主資本等変動計算書</p>					<p style="text-align: center;">第4 第 期 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$ 株主資本等変動計算書</p>				
(略)					(略)				
(記載上の注意)					(記載上の注意)				
1～7 (略)					1～7 (略)				
8 遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行つた場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。					8 遡及適用又は修正再表示を行つた場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。				
(以下略)					(以下略)				

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第5号

改正案					現行				
別紙様式第5号 (第18条第3項関係) (日本工業規格A4)					別紙様式第5号 (第18条第3項関係) (日本工業規格A4)				
(略)					(略)				
第1 [年 月 日から 年 月 日まで] 中間事業概況書					第1 [年 月 日から 年 月 日まで] 中間事業概況書				
1・2 (略)					1・2 (略)				
3 連結自己資本比率の状況					3 連結自己資本比率の状況				
〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕					〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕				
信用リスク・アセット算出手法					信用リスク・アセット算出手法				
(単位：百万円)					(単位：百万円)				
項 目	当中間期末		前期末		項 目	当中間期末		前期末	
	経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額			経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
普通株式等 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額					普通株式等 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
非支配株主持分等に係る経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					少数株主持分等に係る経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
その他 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額					その他 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
非支配株主持分等に係る経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					少数株主持分等に係る経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額					Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
非支配株主持分等に係る経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるもの					少数株主持分等に係る経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるもの				

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第5号

改正案				
の額				
(記載上の注意) (略)				
〔国内基準に係る連結自己資本比率〕				
		信用リスク・アセット算出手法		
(単位：百万円)				
項 目		当中間期末		前期末
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額		/		/
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		/		/
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(記載上の注意) (略)				
第2 中間連結財務諸表				
1 (略)				
2 (年 月 日現在) 中間連結貸借対照表				
(単位：百万円)				
科 目	金 額	科 目	金 額	
(略)		(略)		
		新株予約権 非支配株主持分		
		純資産の部合計		
資産の部合計		負債及び純資産の部合計		
(記載上の注意) (略)				

現行				
の額				
(記載上の注意) (略)				
〔国内基準に係る連結自己資本比率〕				
		信用リスク・アセット算出手法		
(単位：百万円)				
項 目		当中間期末		前期末
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
コア資本に係る調整後少数株主持分の額		/		/
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		/		/
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(記載上の注意) (略)				
第2 中間連結財務諸表				
1 (略)				
2 (年 月 日現在) 中間連結貸借対照表				
(単位：百万円)				
科 目	金 額	科 目	金 額	
(略)		(略)		
		新株予約権 少数株主持分		
		純資産の部合計		
資産の部合計		負債及び純資産の部合計		
(記載上の注意) (略)				

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第5号

改正案	現行																																																				
<p>3 (年 月 日から) 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書 (年 月 日まで)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) 中間連結損益計算書</p> <p style="text-align:right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%; text-align:center;">科 目</th> <th style="width:50%; text-align:center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align:center;">(略)</td> <td style="text-align:center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>法人税等合計</td> <td style="text-align:right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>中間純利益</td> <td style="text-align:right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>(又は中間純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非支配株主に帰属する中間純利益</td> <td style="text-align:right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>(又は非支配株主に帰属する中間純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>親会社株主に帰属する中間純利益</td> <td style="text-align:right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>(又は親会社株主に帰属する中間純損失)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。</p> <p>(1) 1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額(普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額をいう。以下この様式において同じ。)(銭単位)</p> <p>(2) 銀行が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額を算定している旨</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(2) 中間連結包括利益計算書</p> <p style="text-align:right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%; text-align:center;">科 目</th> <th style="width:50%; text-align:center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中間純利益</td> <td style="text-align:right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>(又は中間純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の包括利益</td> <td style="text-align:right;">× × ×</td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	(略)	(略)	法人税等合計	× × ×	中間純利益	× × ×	(又は中間純損失)		非支配株主に帰属する中間純利益	× × ×	(又は非支配株主に帰属する中間純損失)		親会社株主に帰属する中間純利益	× × ×	(又は親会社株主に帰属する中間純損失)		科 目	金 額	中間純利益	× × ×	(又は中間純損失)		その他の包括利益	× × ×	<p>3 (年 月 日から) 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書 (年 月 日まで)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) 中間連結損益計算書</p> <p style="text-align:right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%; text-align:center;">科 目</th> <th style="width:50%; text-align:center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align:center;">(略)</td> <td style="text-align:center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>法人税等合計</td> <td style="text-align:right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>少数株主損益調整前中間純利益</td> <td style="text-align:right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>(又は少数株主損益調整前中間純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>少数株主利益</td> <td style="text-align:right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>(又は少数株主損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中間純利益</td> <td style="text-align:right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>(又は中間純損失)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。</p> <p>(1) 1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額(普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した1株当たりの中間純利益金額をいう。以下この様式において同じ。)(銭単位)</p> <p>(2) 銀行が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を算定している旨</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(2) 中間連結包括利益計算書</p> <p style="text-align:right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%; text-align:center;">科 目</th> <th style="width:50%; text-align:center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>少数株主損益調整前中間純利益</td> <td style="text-align:right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>(又は少数株主損益調整前中間純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の包括利益</td> <td style="text-align:right;">× × ×</td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	(略)	(略)	法人税等合計	× × ×	少数株主損益調整前中間純利益	× × ×	(又は少数株主損益調整前中間純損失)		少数株主利益	× × ×	(又は少数株主損失)		中間純利益	× × ×	(又は中間純損失)		科 目	金 額	少数株主損益調整前中間純利益	× × ×	(又は少数株主損益調整前中間純損失)		その他の包括利益	× × ×
科 目	金 額																																																				
(略)	(略)																																																				
法人税等合計	× × ×																																																				
中間純利益	× × ×																																																				
(又は中間純損失)																																																					
非支配株主に帰属する中間純利益	× × ×																																																				
(又は非支配株主に帰属する中間純損失)																																																					
親会社株主に帰属する中間純利益	× × ×																																																				
(又は親会社株主に帰属する中間純損失)																																																					
科 目	金 額																																																				
中間純利益	× × ×																																																				
(又は中間純損失)																																																					
その他の包括利益	× × ×																																																				
科 目	金 額																																																				
(略)	(略)																																																				
法人税等合計	× × ×																																																				
少数株主損益調整前中間純利益	× × ×																																																				
(又は少数株主損益調整前中間純損失)																																																					
少数株主利益	× × ×																																																				
(又は少数株主損失)																																																					
中間純利益	× × ×																																																				
(又は中間純損失)																																																					
科 目	金 額																																																				
少数株主損益調整前中間純利益	× × ×																																																				
(又は少数株主損益調整前中間純損失)																																																					
その他の包括利益	× × ×																																																				

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第5号

改正案		現行	
(略)	(略)	(略)	(略)
親会社株主に係る中間包括利益	× × ×	親会社株主に係る中間包括利益	× × ×
非支配株主に係る中間包括利益	× × ×	少数株主に係る中間包括利益	× × ×
(記載上の注意) (略)		(記載上の注意) (略)	
<p>中間連結損益及び包括利益計算書</p> <p>〔「(1) 中間連結損益計算書」及び「(2) 中間連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p>		<p>中間連結損益及び包括利益計算書</p> <p>〔「(1) 中間連結損益計算書」及び「(2) 中間連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p>	
科 目	金 額	科 目	金 額
(略)	(略)	(略)	(略)
法人税等合計	× × ×	法人税等合計	× × ×
中間純利益	× × ×	少数株主損益調整前中間純利益	× × ×
(又は中間純損失)		(又は少数株主損益調整前中間純損失)	
親会社株主に帰属する中間純利益	× × ×	少数株主利益	× × ×
(又は親会社株主に帰属する中間純損失)		(又は少数株主損失)	
非支配株主に帰属する中間純利益	× × ×	中間純利益	× × ×
(又は非支配株主に帰属する中間純損失)		(又は中間純損失)	
その他の包括利益	× × ×	少数株主利益	× × ×
(略)	(略)	(又は少数株主損失)	
親会社株主に係る中間包括利益	× × ×	少数株主損益調整前中間純利益	× × ×
非支配株主に係る中間包括利益	× × ×	(又は少数株主損益調整前中間純損失)	
		その他の包括利益	× × ×
		(略)	(略)
		親会社株主に係る中間包括利益	× × ×
		少数株主に係る中間包括利益	× × ×
(記載上の注意)		(記載上の注意)	
<p>1 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。</p> <p>(1) 1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額(銭単位)</p> <p>(2) 銀行が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額を算定している旨</p>		<p>1 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。</p> <p>(1) 1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額(銭単位)</p> <p>(2) 銀行が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を算定している旨</p>	
2~7 (略)		2~7 (略)	

改正案														
4 { 年 月 日から 年 月 日まで } 中間連結株主資本等変動計算書														
(単位:百万円)														
	株主資本					その他の包括利益累計額						新株 予約 権	非支 配株 主 持 分	純資産 合計
	資本 金	資本 剰余 金	利益剰 余金	自己株 式	株主資 本合計	その 他有 価証 券評 価差 額金	繰延 ヘッ ジ損 益	土地 再評 価差 額金	為替 換算 調整 勘定	退職 給付 に係 る調 整累 計額	その 他の 包括 利益 累計 額合 計			
当期首残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額														
新株の発行	××	××			××									××
剰余金の配当			△××		△××									△××
親会社株主に帰属する中間純利益			××		××									××
自己株式の処分				××	××									××
・・・														××
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)						××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期末残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

(記載上の注意)
1～6 (略)
7 遡及適用、修正再表示又は当該連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

現行														
4 { 年 月 日から 年 月 日まで } 中間連結株主資本等変動計算書														
(単位:百万円)														
	株主資本					その他の包括利益累計額						新株 予約 権	少数 株主 持 分	純資産 合計
	資本 金	資本 剰余 金	利益剰 余金	自己株 式	株主資 本合計	その 他有 価証 券評 価差 額金	繰延 ヘッ ジ損 益	土地 再評 価差 額金	為替 換算 調整 勘定	退職 給付 に係 る調 整累 計額	その 他の 包括 利益 累計 額合 計			
当期首残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額														
新株の発行	××	××			××									××
剰余金の配当			△××		△××									△××
中間純利益			××		××									××
自己株式の処分				××	××									××
・・・														××
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)						××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期末残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

(記載上の注意)
1～6 (略)
7 遡及適用又は修正再表示を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第5号

改正案	現行																																																								
<p>5 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 中間連結キャッシュ・フロー計算書</p> <p>[直接法により表示する場合]</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:70%; text-align: center;">科 目</th> <th style="width:30%; text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配当金の支払額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非支配株主への配当金の支払額</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">.....</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>[間接法により表示する場合]</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:70%; text-align: center;">科 目</th> <th style="width:30%; text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配当金の支払額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非支配株主への配当金の支払額</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">.....</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) (略)</p>	科 目	金 額	(略)		配当金の支払額		非支配株主への配当金の支払額		<u>連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出</u>		<u>連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入</u>			(略)		科 目	金 額	(略)		配当金の支払額		非支配株主への配当金の支払額		<u>連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出</u>		<u>連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入</u>			(略)		<p>5 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 中間連結キャッシュ・フロー計算書</p> <p>[直接法により表示する場合]</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:70%; text-align: center;">科 目</th> <th style="width:30%; text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配当金の支払額</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>少数株主への配当金の支払額</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">.....</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>[間接法により表示する場合]</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:70%; text-align: center;">科 目</th> <th style="width:30%; text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配当金の支払額</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>少数株主への配当金の支払額</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">.....</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) (略)</p>	科 目	金 額	(略)		配当金の支払額		<u>少数株主への配当金の支払額</u>			(略)		科 目	金 額	(略)		配当金の支払額		<u>少数株主への配当金の支払額</u>			(略)	
科 目	金 額																																																								
(略)																																																									
配当金の支払額																																																									
非支配株主への配当金の支払額																																																									
<u>連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出</u>																																																									
<u>連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入</u>																																																									
.....																																																									
(略)																																																									
科 目	金 額																																																								
(略)																																																									
配当金の支払額																																																									
非支配株主への配当金の支払額																																																									
<u>連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出</u>																																																									
<u>連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入</u>																																																									
.....																																																									
(略)																																																									
科 目	金 額																																																								
(略)																																																									
配当金の支払額																																																									
<u>少数株主への配当金の支払額</u>																																																									
.....																																																									
(略)																																																									
科 目	金 額																																																								
(略)																																																									
配当金の支払額																																																									
<u>少数株主への配当金の支払額</u>																																																									
.....																																																									
(略)																																																									

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第5号の2

改正案					現行				
別紙様式第5号の2 (第18条第4項関係) (日本工業規格A4)					別紙様式第5号の2 (第18条第4項関係) (日本工業規格A4)				
(略)					(略)				
第1 (年 月 日から) 事業概況書 (年 月 日まで)					第1 (年 月 日から) 事業概況書 (年 月 日まで)				
1・2 (略)					1・2 (略)				
3 連結自己資本比率の状況					3 連結自己資本比率の状況				
〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕					〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕				
信用リスク・アセット算出手法					信用リスク・アセット算出手法				
(単位：百万円)					(単位：百万円)				
項 目	当期末		前期末		項 目	当期末		前期末	
	経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額			経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
普通株式等 Tier1 資本に係る 調整後非支配株主持分の額					普通株式等 Tier1 資本に係る 調整後少数株主持分の額				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
非支配株主持分等に係る経過 措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算 入されるものの額					少数株主持分等に係る経過措 置により普通株式等 Tier1 資 本に係る基礎項目の額に算入 されるものの額				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
その他 Tier1 資本に係る調整 後非支配株主持分等の額					その他 Tier1 資本に係る調整 後少数株主持分等の額				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
非支配株主持分等に係る経過 措置によりその他 Tier1 資本 に係る基礎項目の額に算入さ れるものの額					少数株主持分等に係る経過措 置によりその他 Tier1 資本に 係る基礎項目の額に算入され るものの額				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
Tier2 資本に係る調整後非支 配株主持分等の額					Tier2 資本に係る調整後少数 株主持分等の額				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
非支配株主持分等に係る経過 措置により Tier2 資本に係る 基礎項目の額に算入されるも					少数株主持分等に係る経過措 置により Tier2 資本に係る基 礎項目の額に算入されるもの				

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第5号の2

改正案					現行				
の額 (記載上の注意) (略)					の額 (記載上の注意) (略)				
〔国内基準に係る連結自己資本比率〕					〔国内基準に係る連結自己資本比率〕				
信用リスク・アセット算出手法					信用リスク・アセット算出手法				
(単位：百万円)					(単位：百万円)				
項 目	当期末		前期末		項 目	当期末		前期末	
	(略)	経過措置による 不算入額	(略)	経過措置による 不算入額		(略)	経過措置による 不算入額	(略)	経過措置による 不算入額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額		/		/	コア資本に係る調整後少数株主持分の額		/		/
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		/		/	少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		/		/
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(記載上の注意) (略)					(記載上の注意) (略)				
第2 連結財務諸表					第2 連結財務諸表				
1 (略)					1 (略)				
2 (年 月 日現在) 連結貸借対照表					2 (年 月 日現在) 連結貸借対照表				
(単位：百万円)					(単位：百万円)				
科 目	金 額	科 目	金 額		科 目	金 額	科 目	金 額	
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
		新株予約権 非支配株主持分					新株予約権 少数株主持分		
		純資産の部合計				純資産の部合計			
資産の部合計					負債及び純資産の部合計				
(記載上の注意) (略)					(記載上の注意) (略)				

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第5号の2

改正案	現行																																																				
<p>3 (年 月 日から) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書 (年 月 日まで)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) 連結損益計算書</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:50%; text-align: center;">科 目</th> <th style="width:50%; text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>法人税等合計</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>当期純利益</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>(又は当期純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非支配株主に帰属する当期純利益</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>(又は非支配株主に帰属する当期純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>親会社株主に帰属する当期純利益</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>(又は親会社株主に帰属する当期純損失)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。</p> <p>(1) 1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額(普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額をいう。以下この様式において同じ。)(銭単位)</p> <p>(2) 銀行が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額を算定している旨</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(2) 連結包括利益計算書</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%; text-align: center;">科 目</th> <th style="width:50%; text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当期純利益</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>(又は当期純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の包括利益</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	(略)	(略)	法人税等合計	× × ×	当期純利益	× × ×	(又は当期純損失)		非支配株主に帰属する当期純利益	× × ×	(又は非支配株主に帰属する当期純損失)		親会社株主に帰属する当期純利益	× × ×	(又は親会社株主に帰属する当期純損失)		科 目	金 額	当期純利益	× × ×	(又は当期純損失)		その他の包括利益	× × ×	<p>3 (年 月 日から) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書 (年 月 日まで)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) 連結損益計算書</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:50%; text-align: center;">科 目</th> <th style="width:50%; text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>法人税等合計</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>少数株主損益調整前当期純利益</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>(又は少数株主損益調整前当期純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>少数株主利益</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>(又は少数株主損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当期純利益</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>(又は当期純損失)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。</p> <p>(1) 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した1株当たりの当期純利益金額をいう。以下この様式において同じ。)(銭単位)</p> <p>(2) 銀行が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定している旨</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(2) 連結包括利益計算書</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%; text-align: center;">科 目</th> <th style="width:50%; text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>少数株主損益調整前当期純利益</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>(又は少数株主損益調整前当期純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の包括利益</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	(略)	(略)	法人税等合計	× × ×	少数株主損益調整前当期純利益	× × ×	(又は少数株主損益調整前当期純損失)		少数株主利益	× × ×	(又は少数株主損失)		当期純利益	× × ×	(又は当期純損失)		科 目	金 額	少数株主損益調整前当期純利益	× × ×	(又は少数株主損益調整前当期純損失)		その他の包括利益	× × ×
科 目	金 額																																																				
(略)	(略)																																																				
法人税等合計	× × ×																																																				
当期純利益	× × ×																																																				
(又は当期純損失)																																																					
非支配株主に帰属する当期純利益	× × ×																																																				
(又は非支配株主に帰属する当期純損失)																																																					
親会社株主に帰属する当期純利益	× × ×																																																				
(又は親会社株主に帰属する当期純損失)																																																					
科 目	金 額																																																				
当期純利益	× × ×																																																				
(又は当期純損失)																																																					
その他の包括利益	× × ×																																																				
科 目	金 額																																																				
(略)	(略)																																																				
法人税等合計	× × ×																																																				
少数株主損益調整前当期純利益	× × ×																																																				
(又は少数株主損益調整前当期純損失)																																																					
少数株主利益	× × ×																																																				
(又は少数株主損失)																																																					
当期純利益	× × ×																																																				
(又は当期純損失)																																																					
科 目	金 額																																																				
少数株主損益調整前当期純利益	× × ×																																																				
(又は少数株主損益調整前当期純損失)																																																					
その他の包括利益	× × ×																																																				

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第5号の2

改正案		現行	
(略)	(略)	(略)	(略)
親会社株主に係る包括利益	× × ×	親会社株主に係る包括利益	× × ×
非支配株主に係る包括利益	× × ×	少数株主に係る包括利益	× × ×
(記載上の注意)		(記載上の注意)	
1～4 (略)		1～4 (略)	
5 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記4の注記と併せて記載することができる。		5 当期純利益金額又は当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記4の注記と併せて記載することができる。	
連結損益及び包括利益計算書 〔「(1) 連結損益計算書」及び「(2) 連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕		連結損益及び包括利益計算書 〔「(1) 連結損益計算書」及び「(2) 連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕	
(単位：百万円)		(単位：百万円)	
科 目	金 額	科 目	金 額
(略)	(略)	(略)	(略)
法人税等合計	× × ×	法人税等合計	× × ×
当期純利益	× × ×	少数株主損益調整前当期純利益	× × ×
(又は当期純損失)		(又は少数株主損益調整前当期純損失)	
親会社株主に帰属する当期純利益	× × ×	少数株主利益	× × ×
(又は親会社株主に帰属する当期純損失)		(又は少数株主損失)	
非支配株主に帰属する当期純利益	× × ×	当期純利益	× × ×
(又は非支配株主に帰属する当期純損失)		(又は当期純損失)	
その他の包括利益	× × ×	少数株主利益	× × ×
(略)	(略)	(又は少数株主損失)	
親会社株主に係る包括利益	× × ×	少数株主損益調整前当期純利益	× × ×
非支配株主に係る包括利益	× × ×	(又は少数株主損益調整前当期純損失)	
		その他の包括利益	× × ×
		(略)	(略)
		親会社株主に係る包括利益	× × ×
		少数株主に係る包括利益	× × ×
(記載上の注意)		(記載上の注意)	
1 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。		1 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。	
(1) 1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額(銭単位)		(1) 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(銭単位)	
(2) 銀行が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式		(2) 銀行が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式	

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第5号の2

改正案	現行																																																						
<p>(記載上の注意)</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 遡及適用、修正再表示又は当該連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。</p> <p>5 (年 月 日から 年 月 日まで) 連結キャッシュ・フロー計算書</p> <p>[直接法により表示する場合]</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:70%;">科 目</th> <th style="width:30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配当金の支払額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非支配株主への配当金の支払額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出</td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入</td> <td></td> </tr> <tr> <td>.....</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>[間接法により表示する場合]</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:70%;">科 目</th> <th style="width:30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配当金の支払額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非支配株主への配当金の支払額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出</td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入</td> <td></td> </tr> <tr> <td>.....</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	(略)		配当金の支払額		非支配株主への配当金の支払額		連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出		連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入			(略)		科 目	金 額	(略)		配当金の支払額		非支配株主への配当金の支払額		連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出		連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入			<p>(記載上の注意)</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 遡及適用又は修正再表示を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。</p> <p>5 (年 月 日から 年 月 日まで) 連結キャッシュ・フロー計算書</p> <p>[直接法により表示する場合]</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:70%;">科 目</th> <th style="width:30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配当金の支払額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>少数株主への配当金の支払額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>.....</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>[間接法により表示する場合]</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:70%;">科 目</th> <th style="width:30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配当金の支払額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>少数株主への配当金の支払額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>.....</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) (略)</p>	科 目	金 額	(略)		配当金の支払額		少数株主への配当金の支払額			(略)		科 目	金 額	(略)		配当金の支払額		少数株主への配当金の支払額			(略)	
科 目	金 額																																																						
(略)																																																							
配当金の支払額																																																							
非支配株主への配当金の支払額																																																							
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出																																																							
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入																																																							
.....																																																							
(略)																																																							
科 目	金 額																																																						
(略)																																																							
配当金の支払額																																																							
非支配株主への配当金の支払額																																																							
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出																																																							
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入																																																							
.....																																																							
科 目	金 額																																																						
(略)																																																							
配当金の支払額																																																							
少数株主への配当金の支払額																																																							
.....																																																							
(略)																																																							
科 目	金 額																																																						
(略)																																																							
配当金の支払額																																																							
少数株主への配当金の支払額																																																							
.....																																																							
(略)																																																							

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第5号の2

改正案	現行				
<table border="1"><tr><td data-bbox="222 247 831 291">(略)</td><td data-bbox="831 247 1374 291"></td></tr><tr><td data-bbox="222 291 488 372">(記載上の注意)</td><td data-bbox="488 291 1374 372">(略)</td></tr></table>	(略)		(記載上の注意)	(略)	
(略)					
(記載上の注意)	(略)				

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第8号

改正案	現行																																																																												
<p>別紙様式第8号 (第19条第2項及び第6項関係) 第1 第 期 中 間 決 算 公 告 (略) 中間連結貸借対照表 (年 月 日現在) (単位:百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:15%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:15%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>新 株 予 約 権 非 支 配 株 主 持 分</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>純資産の部合計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資産の部合計</td> <td></td> <td>負債及び純資産の部合計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p style="text-align: center;">中間連結損益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで) (単位:百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width:70%;">科 目</th> <th style="width:30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法 人 税 等 合 計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中 間 純 利 益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(又 は 中 間 純 損 失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非支配株主に帰属する中間純利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(又は非支配株主に帰属する中間純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>親会社株主に帰属する中間純利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(又は親会社株主に帰属する中間純損失)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。 (1) 1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額(普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額をいう。以下この様式において同</p>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)	(略)	(略)	(略)			新 株 予 約 権 非 支 配 株 主 持 分				純資産の部合計		資産の部合計		負債及び純資産の部合計		科 目	金 額	(略)		法 人 税 等 合 計		中 間 純 利 益		(又 は 中 間 純 損 失)		非支配株主に帰属する中間純利益		(又は非支配株主に帰属する中間純損失)		親会社株主に帰属する中間純利益		(又は親会社株主に帰属する中間純損失)		<p>別紙様式第8号 (第19条第2項及び第6項関係) 第1 第 期 中 間 決 算 公 告 (略) 中間連結貸借対照表 (年 月 日現在) (単位:百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:15%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:15%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>新 株 予 約 権 少 数 株 主 持 分</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>純資産の部合計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資産の部合計</td> <td></td> <td>負債及び純資産の部合計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p style="text-align: center;">中間連結損益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで) (単位:百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width:70%;">科 目</th> <th style="width:30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法 人 税 等 合 計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>少 数 株 主 損 益 調 整 前 中 間 純 利 益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(又は少数株主損益調整前中間純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>少 数 株 主 利 益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(又 は 少 数 株 主 損 失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中 間 純 利 益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(又 は 中 間 純 損 失)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。 (1) 1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額(普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した1株当たりの中間純利益金額をいう。以下この様式において同じ。) (銭単位)</p>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)	(略)	(略)	(略)			新 株 予 約 権 少 数 株 主 持 分				純資産の部合計		資産の部合計		負債及び純資産の部合計		科 目	金 額	(略)		法 人 税 等 合 計		少 数 株 主 損 益 調 整 前 中 間 純 利 益		(又は少数株主損益調整前中間純損失)		少 数 株 主 利 益		(又 は 少 数 株 主 損 失)		中 間 純 利 益		(又 は 中 間 純 損 失)	
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																										
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																										
		新 株 予 約 権 非 支 配 株 主 持 分																																																																											
		純資産の部合計																																																																											
資産の部合計		負債及び純資産の部合計																																																																											
科 目	金 額																																																																												
(略)																																																																													
法 人 税 等 合 計																																																																													
中 間 純 利 益																																																																													
(又 は 中 間 純 損 失)																																																																													
非支配株主に帰属する中間純利益																																																																													
(又は非支配株主に帰属する中間純損失)																																																																													
親会社株主に帰属する中間純利益																																																																													
(又は親会社株主に帰属する中間純損失)																																																																													
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																										
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																										
		新 株 予 約 権 少 数 株 主 持 分																																																																											
		純資産の部合計																																																																											
資産の部合計		負債及び純資産の部合計																																																																											
科 目	金 額																																																																												
(略)																																																																													
法 人 税 等 合 計																																																																													
少 数 株 主 損 益 調 整 前 中 間 純 利 益																																																																													
(又は少数株主損益調整前中間純損失)																																																																													
少 数 株 主 利 益																																																																													
(又 は 少 数 株 主 損 失)																																																																													
中 間 純 利 益																																																																													
(又 は 中 間 純 損 失)																																																																													

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第8号

改正案	現行																																																												
<p>じ。)(銭単位)</p> <p>(2) 銀行が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額を算定している旨</p> <p>2～6 (略)</p> <p style="text-align: center;">中間連結損益及び包括利益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで)</p> <p>〔「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕 (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">科 目</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人税等合計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中間純利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(又は中間純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>親会社株主に帰属する中間純利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(又は親会社株主に帰属する中間純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非支配株主に帰属する中間純利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(又は非支配株主に帰属する中間純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の包括利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>親会社株主に係る中間包括利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非支配株主に係る中間包括利益</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。</p> <p>(1) 1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額(銭単位)</p> <p>(2) 銀行が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額</p>	科 目	金 額	(略)		法人税等合計		中間純利益		(又は中間純損失)		親会社株主に帰属する中間純利益		(又は親会社株主に帰属する中間純損失)		非支配株主に帰属する中間純利益		(又は非支配株主に帰属する中間純損失)		その他の包括利益		(略)		親会社株主に係る中間包括利益		非支配株主に係る中間包括利益		<p>(2) 銀行が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を算定している旨</p> <p>2～6 (略)</p> <p style="text-align: center;">中間連結損益及び包括利益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで)</p> <p>〔「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕 (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">科 目</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人税等合計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>少数株主損益調整前中間純利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(又は少数株主損益調整前中間純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>少数株主利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(又は少数株主損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中間純利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(又は中間純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>少数株主利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(又は少数株主損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>少数株主損益調整前中間純利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(又は少数株主損益調整前中間純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の包括利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>親会社株主に係る中間包括利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>少数株主に係る中間包括利益</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。</p> <p>(1) 1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額(銭単位)</p> <p>(2) 銀行が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及</p>	科 目	金 額	(略)		法人税等合計		少数株主損益調整前中間純利益		(又は少数株主損益調整前中間純損失)		少数株主利益		(又は少数株主損失)		中間純利益		(又は中間純損失)		少数株主利益		(又は少数株主損失)		少数株主損益調整前中間純利益		(又は少数株主損益調整前中間純損失)		その他の包括利益		(略)		親会社株主に係る中間包括利益		少数株主に係る中間包括利益	
科 目	金 額																																																												
(略)																																																													
法人税等合計																																																													
中間純利益																																																													
(又は中間純損失)																																																													
親会社株主に帰属する中間純利益																																																													
(又は親会社株主に帰属する中間純損失)																																																													
非支配株主に帰属する中間純利益																																																													
(又は非支配株主に帰属する中間純損失)																																																													
その他の包括利益																																																													
(略)																																																													
親会社株主に係る中間包括利益																																																													
非支配株主に係る中間包括利益																																																													
科 目	金 額																																																												
(略)																																																													
法人税等合計																																																													
少数株主損益調整前中間純利益																																																													
(又は少数株主損益調整前中間純損失)																																																													
少数株主利益																																																													
(又は少数株主損失)																																																													
中間純利益																																																													
(又は中間純損失)																																																													
少数株主利益																																																													
(又は少数株主損失)																																																													
少数株主損益調整前中間純利益																																																													
(又は少数株主損益調整前中間純損失)																																																													
その他の包括利益																																																													
(略)																																																													
親会社株主に係る中間包括利益																																																													
少数株主に係る中間包括利益																																																													

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第8号

改正案	現行																																																																
<p>又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額を算定している旨 2～6 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2 第 期 中 間 決 算 公 告 (要旨)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">中間連結貸借対照表 (年 月 日現在) (単位：百万円又は億円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:15%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:15%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">新 株 予 約 権 非 支 配 株 主 持 分</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">純資産の部合計</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資産の部合計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">負債及び純資産の部合計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p style="text-align: center;">中間連結損益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで)</p> <p style="text-align: center;">(単位：百万円又は億円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:70%;">科 目</th> <th style="width:30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法 人 税 等 合 計</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中 間 純 利 益 (又は中間純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非支配株主に帰属する中間純利益 (又は非支配株主に帰属する中間純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">親会社株主に帰属する中間純利益 (又は親会社株主に帰属する中間純損失)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。 (1) 1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額(銭単位) (2) 銀行が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合</p>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)	(略)	(略)	(略)			新 株 予 約 権 非 支 配 株 主 持 分				純資産の部合計		資産の部合計		負債及び純資産の部合計		科 目	金 額	(略)		法 人 税 等 合 計		中 間 純 利 益 (又は中間純損失)		非支配株主に帰属する中間純利益 (又は非支配株主に帰属する中間純損失)		親会社株主に帰属する中間純利益 (又は親会社株主に帰属する中間純損失)		<p>び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を算定している旨 2～6 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2 第 期 中 間 決 算 公 告 (要旨)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">中間連結貸借対照表 (年 月 日現在) (単位：百万円又は億円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:15%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:15%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">新 株 予 約 権 少 数 株 主 持 分</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">純資産の部合計</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資産の部合計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">負債及び純資産の部合計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p style="text-align: center;">中間連結損益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで)</p> <p style="text-align: center;">(単位：百万円又は億円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:70%;">科 目</th> <th style="width:30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法 人 税 等 合 計</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">少 数 株 主 損 益 調 整 前 中 間 純 利 益 (又は少数株主損益調整前中間純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">少 数 株 主 利 益 (又は少数株主損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中 間 純 利 益 (又は中間純損失)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。 (1) 1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額(銭単位) (2) 銀行が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合</p>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)	(略)	(略)	(略)			新 株 予 約 権 少 数 株 主 持 分				純資産の部合計		資産の部合計		負債及び純資産の部合計		科 目	金 額	(略)		法 人 税 等 合 計		少 数 株 主 損 益 調 整 前 中 間 純 利 益 (又は少数株主損益調整前中間純損失)		少 数 株 主 利 益 (又は少数株主損失)		中 間 純 利 益 (又は中間純損失)	
科 目	金 額	科 目	金 額																																																														
(略)	(略)	(略)	(略)																																																														
		新 株 予 約 権 非 支 配 株 主 持 分																																																															
		純資産の部合計																																																															
資産の部合計		負債及び純資産の部合計																																																															
科 目	金 額																																																																
(略)																																																																	
法 人 税 等 合 計																																																																	
中 間 純 利 益 (又は中間純損失)																																																																	
非支配株主に帰属する中間純利益 (又は非支配株主に帰属する中間純損失)																																																																	
親会社株主に帰属する中間純利益 (又は親会社株主に帰属する中間純損失)																																																																	
科 目	金 額	科 目	金 額																																																														
(略)	(略)	(略)	(略)																																																														
		新 株 予 約 権 少 数 株 主 持 分																																																															
		純資産の部合計																																																															
資産の部合計		負債及び純資産の部合計																																																															
科 目	金 額																																																																
(略)																																																																	
法 人 税 等 合 計																																																																	
少 数 株 主 損 益 調 整 前 中 間 純 利 益 (又は少数株主損益調整前中間純損失)																																																																	
少 数 株 主 利 益 (又は少数株主損失)																																																																	
中 間 純 利 益 (又は中間純損失)																																																																	

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第8号

改正案	現行																																				
<p>又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額を算定している旨</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">中間連結損益及び包括利益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで)</p> <p>〔「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕 (単位：百万円又は億円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">科 目</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法人税等合計 中間純利益 (又は中間純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">親会社株主に帰属する中間純利益 (又は親会社株主に帰属する中間純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非支配株主に帰属する中間純利益 (又は非支配株主に帰属する中間純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他の包括利益 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">親会社株主に係る中間包括利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非支配株主に係る中間包括利益</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。</p> <p>(1) 1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額(銭単位)</p> <p>(2) 銀行が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額を算定している旨</p>	科 目	金 額	(略)		法人税等合計 中間純利益 (又は中間純損失)		親会社株主に帰属する中間純利益 (又は親会社株主に帰属する中間純損失)		非支配株主に帰属する中間純利益 (又は非支配株主に帰属する中間純損失)		その他の包括利益 (略)		親会社株主に係る中間包括利益		非支配株主に係る中間包括利益		<p>又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を算定している旨</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">中間連結損益及び包括利益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで)</p> <p>〔「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕 (単位：百万円又は億円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">科 目</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法人税等合計 少数株主損益調整前中間純利益 (又は少数株主損益調整前中間純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">少数株主利益 (又は少数株主損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中間純利益 (又は中間純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">少数株主利益 (又は少数株主損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">少数株主損益調整前中間純利益 (又は少数株主損益調整前中間純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他の包括利益 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">親会社株主に係る中間包括利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">少数株主に係る中間包括利益</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。</p> <p>(1) 1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額(銭単位)</p> <p>(2) 銀行が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を算定している旨</p>	科 目	金 額	(略)		法人税等合計 少数株主損益調整前中間純利益 (又は少数株主損益調整前中間純損失)		少数株主利益 (又は少数株主損失)		中間純利益 (又は中間純損失)		少数株主利益 (又は少数株主損失)		少数株主損益調整前中間純利益 (又は少数株主損益調整前中間純損失)		その他の包括利益 (略)		親会社株主に係る中間包括利益		少数株主に係る中間包括利益	
科 目	金 額																																				
(略)																																					
法人税等合計 中間純利益 (又は中間純損失)																																					
親会社株主に帰属する中間純利益 (又は親会社株主に帰属する中間純損失)																																					
非支配株主に帰属する中間純利益 (又は非支配株主に帰属する中間純損失)																																					
その他の包括利益 (略)																																					
親会社株主に係る中間包括利益																																					
非支配株主に係る中間包括利益																																					
科 目	金 額																																				
(略)																																					
法人税等合計 少数株主損益調整前中間純利益 (又は少数株主損益調整前中間純損失)																																					
少数株主利益 (又は少数株主損失)																																					
中間純利益 (又は中間純損失)																																					
少数株主利益 (又は少数株主損失)																																					
少数株主損益調整前中間純利益 (又は少数株主損益調整前中間純損失)																																					
その他の包括利益 (略)																																					
親会社株主に係る中間包括利益																																					
少数株主に係る中間包括利益																																					

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第8号

改正案	現行
2・3 (略)	2・3 (略)

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第8号の2

改正案	現行																																								
別紙様式第8号の2 (第19条第2項及び第6項関係) 第1 第 期 決 算 公 告 (略) 連結貸借対照表 (年 月 日現在) (単位：百万円)	別紙様式第8号の2 (第19条第2項及び第6項関係) 第1 第 期 決 算 公 告 (略) 連結貸借対照表 (年 月 日現在) (単位：百万円)																																								
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:15%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:15%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">新 株 予 約 権 非 支 配 株 主 持 分</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">純資産の部合計</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資産の部合計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">負債及び純資産の部合計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (記載上の注意) (略)	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)	(略)	(略)	(略)			新 株 予 約 権 非 支 配 株 主 持 分				純資産の部合計		資産の部合計		負債及び純資産の部合計		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:15%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:15%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">新 株 予 約 権 少 数 株 主 持 分</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">純資産の部合計</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資産の部合計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">負債及び純資産の部合計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (記載上の注意) (略)	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)	(略)	(略)	(略)			新 株 予 約 権 少 数 株 主 持 分				純資産の部合計		資産の部合計		負債及び純資産の部合計	
科 目	金 額	科 目	金 額																																						
(略)	(略)	(略)	(略)																																						
		新 株 予 約 権 非 支 配 株 主 持 分																																							
		純資産の部合計																																							
資産の部合計		負債及び純資産の部合計																																							
科 目	金 額	科 目	金 額																																						
(略)	(略)	(略)	(略)																																						
		新 株 予 約 権 少 数 株 主 持 分																																							
		純資産の部合計																																							
資産の部合計		負債及び純資産の部合計																																							
連結損益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで) (単位：百万円)	連結損益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで) (単位：百万円)																																								
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:70%;">科 目</th> <th style="width:30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法 人 税 等 合 計</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">当 期 純 利 益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(又 は 当 期 純 損 失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(又は非支配株主に帰属する当期純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(又は親会社株主に帰属する当期純損失)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (記載上の注意)	科 目	金 額	(略)		法 人 税 等 合 計		当 期 純 利 益		(又 は 当 期 純 損 失)		非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		(又は非支配株主に帰属する当期純損失)		親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		(又は親会社株主に帰属する当期純損失)		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:70%;">科 目</th> <th style="width:30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法 人 税 等 合 計</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(又は少数株主損益調整前当期純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">少 数 株 主 利 益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(又 は 少 数 株 主 損 失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">当 期 純 利 益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(又 は 当 期 純 損 失)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (記載上の注意)	科 目	金 額	(略)		法 人 税 等 合 計		少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		(又は少数株主損益調整前当期純損失)		少 数 株 主 利 益		(又 は 少 数 株 主 損 失)		当 期 純 利 益		(又 は 当 期 純 損 失)					
科 目	金 額																																								
(略)																																									
法 人 税 等 合 計																																									
当 期 純 利 益																																									
(又 は 当 期 純 損 失)																																									
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益																																									
(又は非支配株主に帰属する当期純損失)																																									
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益																																									
(又は親会社株主に帰属する当期純損失)																																									
科 目	金 額																																								
(略)																																									
法 人 税 等 合 計																																									
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益																																									
(又は少数株主損益調整前当期純損失)																																									
少 数 株 主 利 益																																									
(又 は 少 数 株 主 損 失)																																									
当 期 純 利 益																																									
(又 は 当 期 純 損 失)																																									
1 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。 (1) 1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額(普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額をいう。以下この様式において同	1 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。 (1) 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した1株当たりの当期純利益金額をいう。以下この様式において同じ。) (銭単位)																																								

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第8号の2

改正案	現行																																																												
<p>じ。)(銭単位)</p> <p>(2) 銀行が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額を算定している旨</p> <p>2～7 (略)</p> <p style="text-align: center;">連結損益及び包括利益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで)</p> <p>〔「連結損益計算書」について、「連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕 (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">科 目</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法人税等合計</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">当期純利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(又は当期純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">親会社株主に帰属する当期純利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(又は親会社株主に帰属する当期純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非支配株主に帰属する当期純利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(又は非支配株主に帰属する当期純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他の包括利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">親会社株主に係る包括利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非支配株主に係る包括利益</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。</p> <p>(1) 1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額(銭単位)</p> <p>(2) 銀行が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株</p>	科 目	金 額	(略)		法人税等合計		当期純利益		(又は当期純損失)		親会社株主に帰属する当期純利益		(又は親会社株主に帰属する当期純損失)		非支配株主に帰属する当期純利益		(又は非支配株主に帰属する当期純損失)		その他の包括利益		(略)		親会社株主に係る包括利益		非支配株主に係る包括利益		<p>(2) 銀行が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定している旨</p> <p>2～7 (略)</p> <p style="text-align: center;">連結損益及び包括利益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで)</p> <p>〔「連結損益計算書」について、「連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕 (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">科 目</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法人税等合計</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">少数株主損益調整前当期純利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(又は少数株主損益調整前当期純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">少数株主利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(又は少数株主損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">当期純利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(又は当期純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">少数株主利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(又は少数株主損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">少数株主損益調整前当期純利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(又は少数株主損益調整前当期純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他の包括利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">親会社株主に係る包括利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">少数株主に係る包括利益</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。</p> <p>(1) 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(銭単位)</p> <p>(2) 銀行が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調</p>	科 目	金 額	(略)		法人税等合計		少数株主損益調整前当期純利益		(又は少数株主損益調整前当期純損失)		少数株主利益		(又は少数株主損失)		当期純利益		(又は当期純損失)		少数株主利益		(又は少数株主損失)		少数株主損益調整前当期純利益		(又は少数株主損益調整前当期純損失)		その他の包括利益		(略)		親会社株主に係る包括利益		少数株主に係る包括利益	
科 目	金 額																																																												
(略)																																																													
法人税等合計																																																													
当期純利益																																																													
(又は当期純損失)																																																													
親会社株主に帰属する当期純利益																																																													
(又は親会社株主に帰属する当期純損失)																																																													
非支配株主に帰属する当期純利益																																																													
(又は非支配株主に帰属する当期純損失)																																																													
その他の包括利益																																																													
(略)																																																													
親会社株主に係る包括利益																																																													
非支配株主に係る包括利益																																																													
科 目	金 額																																																												
(略)																																																													
法人税等合計																																																													
少数株主損益調整前当期純利益																																																													
(又は少数株主損益調整前当期純損失)																																																													
少数株主利益																																																													
(又は少数株主損失)																																																													
当期純利益																																																													
(又は当期純損失)																																																													
少数株主利益																																																													
(又は少数株主損失)																																																													
少数株主損益調整前当期純利益																																																													
(又は少数株主損益調整前当期純損失)																																																													
その他の包括利益																																																													
(略)																																																													
親会社株主に係る包括利益																																																													
少数株主に係る包括利益																																																													

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第8号の2

改正案	現行																																																																
<p style="text-align: center;">主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額を算定している旨 2～7 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2 第 期 決 算 公 告 (要旨)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">連結貸借対照表 (年 月 日現在) (単位：百万円又は億円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:15%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:15%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">新 株 予 約 権 非 支 配 株 主 持 分</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">純資産の部合計</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資産の部合計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">負債及び純資産の部合計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p style="text-align: center;">連結損益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで)</p> <p style="text-align: center;">(単位：百万円又は億円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:70%;">科 目</th> <th style="width:30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法 人 税 等 合 計</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">当 期 純 利 益 (又は当期純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非支配株主に帰属する当期純利益 (又は非支配株主に帰属する当期純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">親会社株主に帰属する当期純利益 (又は親会社株主に帰属する当期純損失)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。</p> <p>(1) 1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額(銭単位)</p> <p>(2) 銀行が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式</p>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)	(略)	(略)	(略)			新 株 予 約 権 非 支 配 株 主 持 分				純資産の部合計		資産の部合計		負債及び純資産の部合計		科 目	金 額	(略)		法 人 税 等 合 計		当 期 純 利 益 (又は当期純損失)		非支配株主に帰属する当期純利益 (又は非支配株主に帰属する当期純損失)		親会社株主に帰属する当期純利益 (又は親会社株主に帰属する当期純損失)		<p style="text-align: center;">整後1株当たり当期純利益金額を算定している旨 2～7 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2 第 期 決 算 公 告 (要旨)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">連結貸借対照表 (年 月 日現在) (単位：百万円又は億円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:15%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:15%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">新 株 予 約 権 少 数 株 主 持 分</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">純資産の部合計</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資産の部合計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">負債及び純資産の部合計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p style="text-align: center;">連結損益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで)</p> <p style="text-align: center;">(単位：百万円又は億円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:70%;">科 目</th> <th style="width:30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法 人 税 等 合 計</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益 (又は少数株主損益調整前当期純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">少 数 株 主 利 益 (又は少数株主損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">当 期 純 利 益 (又は当期純損失)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。</p> <p>(1) 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(銭単位)</p> <p>(2) 銀行が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式</p>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)	(略)	(略)	(略)			新 株 予 約 権 少 数 株 主 持 分				純資産の部合計		資産の部合計		負債及び純資産の部合計		科 目	金 額	(略)		法 人 税 等 合 計		少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益 (又は少数株主損益調整前当期純損失)		少 数 株 主 利 益 (又は少数株主損失)		当 期 純 利 益 (又は当期純損失)	
科 目	金 額	科 目	金 額																																																														
(略)	(略)	(略)	(略)																																																														
		新 株 予 約 権 非 支 配 株 主 持 分																																																															
		純資産の部合計																																																															
資産の部合計		負債及び純資産の部合計																																																															
科 目	金 額																																																																
(略)																																																																	
法 人 税 等 合 計																																																																	
当 期 純 利 益 (又は当期純損失)																																																																	
非支配株主に帰属する当期純利益 (又は非支配株主に帰属する当期純損失)																																																																	
親会社株主に帰属する当期純利益 (又は親会社株主に帰属する当期純損失)																																																																	
科 目	金 額	科 目	金 額																																																														
(略)	(略)	(略)	(略)																																																														
		新 株 予 約 権 少 数 株 主 持 分																																																															
		純資産の部合計																																																															
資産の部合計		負債及び純資産の部合計																																																															
科 目	金 額																																																																
(略)																																																																	
法 人 税 等 合 計																																																																	
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益 (又は少数株主損益調整前当期純損失)																																																																	
少 数 株 主 利 益 (又は少数株主損失)																																																																	
当 期 純 利 益 (又は当期純損失)																																																																	

改正案	現行																																				
<p>の分割をした場合には、その旨並びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額を算定している旨</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">連結損益及び包括利益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで)</p> <p>〔「連結損益計算書」について、「連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕 (単位：百万円又は億円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%; text-align: center;">科 目</th> <th style="width:50%; text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法人税等合計 当期純利益 (又は当期純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">親会社株主に帰属する当期純利益 (又は親会社株主に帰属する当期純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非支配株主に帰属する当期純利益 (又は非支配株主に帰属する当期純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他の包括利益 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">親会社株主に係る包括利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非支配株主に係る包括利益</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。</p> <p>(1) 1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額(銭単位)</p> <p>(2) 銀行が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額を算定している旨</p>	科 目	金 額	(略)		法人税等合計 当期純利益 (又は当期純損失)		親会社株主に帰属する当期純利益 (又は親会社株主に帰属する当期純損失)		非支配株主に帰属する当期純利益 (又は非支配株主に帰属する当期純損失)		その他の包括利益 (略)		親会社株主に係る包括利益		非支配株主に係る包括利益		<p>の分割をした場合には、その旨並びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定している旨</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">連結損益及び包括利益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで)</p> <p>〔「連結損益計算書」について、「連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕 (単位：百万円又は億円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%; text-align: center;">科 目</th> <th style="width:50%; text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法人税等合計 少数株主損益調整前当期純利益 (又は少数株主損益調整前当期純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">少数株主利益 (又は少数株主損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">当期純利益 (又は当期純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">少数株主利益 (又は少数株主損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">少数株主損益調整前当期純利益 (又は少数株主損益調整前当期純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他の包括利益 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">親会社株主に係る包括利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">少数株主に係る包括利益</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。</p> <p>(1) 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(銭単位)</p> <p>(2) 銀行が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定している旨</p>	科 目	金 額	(略)		法人税等合計 少数株主損益調整前当期純利益 (又は少数株主損益調整前当期純損失)		少数株主利益 (又は少数株主損失)		当期純利益 (又は当期純損失)		少数株主利益 (又は少数株主損失)		少数株主損益調整前当期純利益 (又は少数株主損益調整前当期純損失)		その他の包括利益 (略)		親会社株主に係る包括利益		少数株主に係る包括利益	
科 目	金 額																																				
(略)																																					
法人税等合計 当期純利益 (又は当期純損失)																																					
親会社株主に帰属する当期純利益 (又は親会社株主に帰属する当期純損失)																																					
非支配株主に帰属する当期純利益 (又は非支配株主に帰属する当期純損失)																																					
その他の包括利益 (略)																																					
親会社株主に係る包括利益																																					
非支配株主に係る包括利益																																					
科 目	金 額																																				
(略)																																					
法人税等合計 少数株主損益調整前当期純利益 (又は少数株主損益調整前当期純損失)																																					
少数株主利益 (又は少数株主損失)																																					
当期純利益 (又は当期純損失)																																					
少数株主利益 (又は少数株主損失)																																					
少数株主損益調整前当期純利益 (又は少数株主損益調整前当期純損失)																																					
その他の包括利益 (略)																																					
親会社株主に係る包括利益																																					
少数株主に係る包括利益																																					

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第8号の2

改正案	現行
2・3 (略)	2・3 (略)

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 11 号

改正案					現行				
別紙様式第 11 号 (第 34 条の 24 第 1 項関係) (日本工業規格 A 4)					別紙様式第 11 号 (第 34 条の 24 第 1 項関係) (日本工業規格 A 4)				
(略)					(略)				
第 1 第 期中 (年 月 日から) 中間事業概況書					第 1 第 期中 (年 月 日から) 中間事業概況書				
1 ~ 4 (略)					1 ~ 4 (略)				
5 連結自己資本比率の状況					5 連結自己資本比率の状況				
〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕					〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕				
信用リスク・アセット算出手法					信用リスク・アセット算出手法				
(単位：百万円)					(単位：百万円)				
項 目	当中間期末		前期末		項 目	当中間期末		前期末	
	経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額			経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
普通株式等 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額					普通株式等 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
非支配株主持分等に係る経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					少数株主持分等に係る経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
その他 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額					その他 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
非支配株主持分等に係る経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					少数株主持分等に係る経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額					Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
非支配株主持分等に係る経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるもの					少数株主持分等に係る経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるもの				

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 11 号

改正案					現行				
の額 (記載上の注意) (略)					の額 (記載上の注意) (略)				
〔国内基準に係る連結自己資本比率〕					〔国内基準に係る連結自己資本比率〕				
信用リスク・アセット算出手法					信用リスク・アセット算出手法				
(単位：百万円)					(単位：百万円)				
項 目	(略)	当中間期末		前期末		(略)	(略)	(略)	(略)
		経過措置による 不算入額	(略)	経過措置による 不算入額	(略)				
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	(略)	/		/		(略)	(略)	(略)	(略)
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	(略)	/		/		(略)	(略)	(略)	(略)
(記載上の注意) (略)					(記載上の注意) (略)				
第 2 中間連結財務諸表					第 2 中間連結財務諸表				
1 (略)					1 (略)				
2 第 期中 (年 月 日現在) 中間連結貸借対照表					2 第 期中 (年 月 日現在) 中間連結貸借対照表				
(単位：百万円)					(単位：百万円)				
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		新 株 予 約 権 非 支 配 株 主 持 分		新 株 予 約 権 少 数 株 主 持 分		新 株 予 約 権 少 数 株 主 持 分		新 株 予 約 権 少 数 株 主 持 分	
		純資産の部合計		純資産の部合計		純資産の部合計		純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計		負債及び純資産の部合計		負債及び純資産の部合計		負債及び純資産の部合計	
(記載上の注意) (略)					(記載上の注意) (略)				

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 11 号

改正案	現行																																																				
<p>3 第 期中 (年 月 日から) 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書 (年 月 日まで)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) 中間連結損益計算書</p> <p style="text-align:right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%; text-align:center;">科 目</th> <th style="width:50%; text-align:center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align:center;">(略)</td> <td style="text-align:center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>法人税等合計</td> <td style="text-align:right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>中間純利益</td> <td style="text-align:right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>(又は中間純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非支配株主に帰属する中間純利益</td> <td style="text-align:right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>(又は非支配株主に帰属する中間純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>親会社株主に帰属する中間純利益</td> <td style="text-align:right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>(又は親会社株主に帰属する中間純損失)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。</p> <p>(1) 1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額(普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額をいう。以下この様式において同じ。)(銭単位)</p> <p>(2) 銀行持株会社が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額を算定している旨</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(2) 中間連結包括利益計算書</p> <p style="text-align:right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%; text-align:center;">科 目</th> <th style="width:50%; text-align:center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中間純利益</td> <td style="text-align:right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>(又は中間純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の包括利益</td> <td style="text-align:right;">× × ×</td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	(略)	(略)	法人税等合計	× × ×	中間純利益	× × ×	(又は中間純損失)		非支配株主に帰属する中間純利益	× × ×	(又は非支配株主に帰属する中間純損失)		親会社株主に帰属する中間純利益	× × ×	(又は親会社株主に帰属する中間純損失)		科 目	金 額	中間純利益	× × ×	(又は中間純損失)		その他の包括利益	× × ×	<p>3 第 期中 (年 月 日から) 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書 (年 月 日まで)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) 中間連結損益計算書</p> <p style="text-align:right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%; text-align:center;">科 目</th> <th style="width:50%; text-align:center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align:center;">(略)</td> <td style="text-align:center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>法人税等合計</td> <td style="text-align:right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>少数株主損益調整前中間純利益</td> <td style="text-align:right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>(又は少数株主損益調整前中間純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>少数株主利益</td> <td style="text-align:right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>(又は少数株主損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中間純利益</td> <td style="text-align:right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>(又は中間純損失)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。</p> <p>(1) 1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額(普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した1株当たりの中間純利益金額をいう。以下この様式において同じ。)(銭単位)</p> <p>(2) 銀行持株会社が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を算定している旨</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(2) 中間連結包括利益計算書</p> <p style="text-align:right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%; text-align:center;">科 目</th> <th style="width:50%; text-align:center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>少数株主損益調整前中間純利益</td> <td style="text-align:right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>(又は少数株主損益調整前中間純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の包括利益</td> <td style="text-align:right;">× × ×</td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	(略)	(略)	法人税等合計	× × ×	少数株主損益調整前中間純利益	× × ×	(又は少数株主損益調整前中間純損失)		少数株主利益	× × ×	(又は少数株主損失)		中間純利益	× × ×	(又は中間純損失)		科 目	金 額	少数株主損益調整前中間純利益	× × ×	(又は少数株主損益調整前中間純損失)		その他の包括利益	× × ×
科 目	金 額																																																				
(略)	(略)																																																				
法人税等合計	× × ×																																																				
中間純利益	× × ×																																																				
(又は中間純損失)																																																					
非支配株主に帰属する中間純利益	× × ×																																																				
(又は非支配株主に帰属する中間純損失)																																																					
親会社株主に帰属する中間純利益	× × ×																																																				
(又は親会社株主に帰属する中間純損失)																																																					
科 目	金 額																																																				
中間純利益	× × ×																																																				
(又は中間純損失)																																																					
その他の包括利益	× × ×																																																				
科 目	金 額																																																				
(略)	(略)																																																				
法人税等合計	× × ×																																																				
少数株主損益調整前中間純利益	× × ×																																																				
(又は少数株主損益調整前中間純損失)																																																					
少数株主利益	× × ×																																																				
(又は少数株主損失)																																																					
中間純利益	× × ×																																																				
(又は中間純損失)																																																					
科 目	金 額																																																				
少数株主損益調整前中間純利益	× × ×																																																				
(又は少数株主損益調整前中間純損失)																																																					
その他の包括利益	× × ×																																																				

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 11 号

改正案		現行	
(略)	(略)	(略)	(略)
親会社株主に係る中間包括利益	× × ×	親会社株主に係る中間包括利益	× × ×
非支配株主に係る中間包括利益	× × ×	少数株主に係る中間包括利益	× × ×
(記載上の注意) (略)		(記載上の注意) (略)	
<p>中間連結損益及び包括利益計算書</p> <p>〔「(1) 中間連結損益計算書」及び「(2) 中間連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p>		<p>中間連結損益及び包括利益計算書</p> <p>〔「(1) 中間連結損益計算書」及び「(2) 中間連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p>	
科 目	金 額	科 目	金 額
(略)	(略)	(略)	(略)
法人税等合計	× × ×	法人税等合計	× × ×
中間純利益	× × ×	少数株主損益調整前中間純利益	× × ×
(又は中間純損失)		(又は少数株主損益調整前中間純損失)	
親会社株主に帰属する中間純利益	× × ×	少数株主利益	× × ×
(又は親会社株主に帰属する中間純損失)		(又は少数株主損失)	
非支配株主に帰属する中間純利益	× × ×	中間純利益	× × ×
(又は非支配株主に帰属する中間純損失)		(又は中間純損失)	
その他の包括利益	× × ×	少数株主利益	× × ×
(略)	(略)	(又は少数株主損失)	
親会社株主に係る中間包括利益	× × ×	少数株主損益調整前中間純利益	× × ×
非支配株主に係る中間包括利益	× × ×	(又は少数株主損益調整前中間純損失)	
		その他の包括利益	× × ×
		(略)	(略)
		親会社株主に係る中間包括利益	× × ×
		少数株主に係る中間包括利益	× × ×
(記載上の注意)		(記載上の注意)	
<p>1 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。</p> <p>(1) 1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額(銭単位)</p> <p>(2) 銀行持株会社が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額を算定している旨</p>		<p>1 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。</p> <p>(1) 1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額(銭単位)</p> <p>(2) 銀行持株会社が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を算定している旨</p>	
2～8 (略)		2～8 (略)	

改正案														
4 第 期 中 (年 月 日から) 中間連結株主資本等変動計算書 年 月 日まで														
(単位:百万円)														
	株主資本					その他の包括利益累計額						新株 予約 権	非 支 配 株 主 持 分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余 金	利益剰 余金	自己株 式	株主資 本合計	その 他有 価証 券評 価差 額金	繰延 ヘッ ジ損 益	土地 再評 価差 額金	為替 換算 調整 勘定	退職 給付 に係 る調 整累 計額	その 他の 包括 利益 累計 額合 計			
当期首残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期 変動額														
新株の 発行	××	××			××									××
剰余金の 配当			△××		△××									△××
親会社 株主に 帰属す る中間 純利益			××		××									××
自己株 式の処 分				××	××									××
・・・														××
株主資本 以外の 項目 の当中 間期変 動額 (純額)						××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期 変動額合 計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期 末残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

(記載上の注意)
1～6 (略)
7 遡及適用、修正再表示又は当該連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

現行														
4 第 期 中 (年 月 日から) 中間連結株主資本等変動計算書 年 月 日まで														
(単位:百万円)														
	株主資本					その他の包括利益累計額						新株 予約 権	少数 株主 持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余 金	利益剰 余金	自己株 式	株主資 本合計	その 他有 価証 券評 価差 額金	繰延 ヘッ ジ損 益	土地 再評 価差 額金	為替 換算 調整 勘定	退職 給付 に係 る調 整累 計額	その 他の 包括 利益 累計 額合 計			
当期首残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期 変動額														
新株の 発行	××	××			××									××
剰余金の 配当			△××		△××									△××
中間純 利益			××		××									××
自己株 式の処 分				××	××									××
・・・														××
株主資本 以外の 項目 の当中 間期変 動額 (純額)						××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期 変動額合 計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期 末残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

(記載上の注意)
1～6 (略)
7 遡及適用又は修正再表示を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 11 号

改正案	現行																																																								
<p>5 第 期中 (年 月 日から) 中間連結キャッシュ・フロー計算書 (年 月 日まで)</p> <p>[直接法により表示する場合]</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:70%; text-align: center;">科 目</th> <th style="width:30%; text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配当金の支払額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非支配株主への配当金の支払額</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>.....</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>[間接法により表示する場合]</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:70%; text-align: center;">科 目</th> <th style="width:30%; text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配当金の支払額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非支配株主への配当金の支払額</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>.....</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) (略)</p>	科 目	金 額	(略)		配当金の支払額		非支配株主への配当金の支払額		<u>連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出</u>		<u>連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入</u>			(略)		科 目	金 額	(略)		配当金の支払額		非支配株主への配当金の支払額		<u>連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出</u>		<u>連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入</u>			(略)		<p>5 第 期中 (年 月 日から) 中間連結キャッシュ・フロー計算書 (年 月 日まで)</p> <p>[直接法により表示する場合]</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:70%; text-align: center;">科 目</th> <th style="width:30%; text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配当金の支払額</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>少数株主への配当金の支払額</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>.....</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>[間接法により表示する場合]</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:70%; text-align: center;">科 目</th> <th style="width:30%; text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配当金の支払額</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>少数株主への配当金の支払額</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>.....</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) (略)</p>	科 目	金 額	(略)		配当金の支払額		<u>少数株主への配当金の支払額</u>			(略)		科 目	金 額	(略)		配当金の支払額		<u>少数株主への配当金の支払額</u>			(略)	
科 目	金 額																																																								
(略)																																																									
配当金の支払額																																																									
非支配株主への配当金の支払額																																																									
<u>連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出</u>																																																									
<u>連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入</u>																																																									
.....																																																									
(略)																																																									
科 目	金 額																																																								
(略)																																																									
配当金の支払額																																																									
非支配株主への配当金の支払額																																																									
<u>連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出</u>																																																									
<u>連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入</u>																																																									
.....																																																									
(略)																																																									
科 目	金 額																																																								
(略)																																																									
配当金の支払額																																																									
<u>少数株主への配当金の支払額</u>																																																									
.....																																																									
(略)																																																									
科 目	金 額																																																								
(略)																																																									
配当金の支払額																																																									
<u>少数株主への配当金の支払額</u>																																																									
.....																																																									
(略)																																																									

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 12 号

改正案					現行				
別紙様式第 12 号 (第 34 条の 24 第 2 項関係) (日本工業規格 A 4)					別紙様式第 12 号 (第 34 条の 24 第 2 項関係) (日本工業規格 A 4)				
(略)					(略)				
第 1 第 期 (年 月 日から) 事業概況書					第 1 第 期 (年 月 日から) 事業概況書				
(年 月 日まで)					(年 月 日まで)				
1～7 (略)					1～7 (略)				
8 連結自己資本比率の状況					8 連結自己資本比率の状況				
〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕					〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕				
信用リスク・アセット算出手法					信用リスク・アセット算出手法				
(単位：百万円)					(単位：百万円)				
項 目	当期末		前期末		項 目	当期末		前期末	
	経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額			経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
普通株式等 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額					普通株式等 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
非支配株主持分等に係る経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					少数株主持分等に係る経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
その他 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額					その他 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
非支配株主持分等に係る経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					少数株主持分等に係る経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額					Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
非支配株主持分等に係る経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるもの					少数株主持分等に係る経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるもの				

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 12 号

改正案				
の額				
(記載上の注意) (略)				
〔国内基準に係る連結自己資本比率〕				
信用リスク・アセット算出手法				
(単位：百万円)				
項 目	当期末		前期末	
	経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
コア資本に係る調整後非支配 株主持分の額		/		/
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
非支配株主持分のうち、経過 措置によりコア資本に係る基 礎項目の額に含まれる額		/		/
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(記載上の注意) (略)				
第 2 連結財務諸表				
1 (略)				
2 第 期 末 (年 月 日現在) 連結貸借対照表				
(単位：百万円)				
科 目	金 額	科 目	金 額	
(略)	(略)	(略)	(略)	
		新 株 予 約 権 非 支 配 株 主 持 分		
		純資産の部合計		
資産の部合計		負債及び純資産の部合計		
(記載上の注意) (略)				

現行				
の額				
(記載上の注意) (略)				
〔国内基準に係る連結自己資本比率〕				
信用リスク・アセット算出手法				
(単位：百万円)				
項 目	当期末		前期末	
	経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
コア資本に係る調整後少数株 主持分の額		/		/
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
少数株主持分のうち、経過措 置によりコア資本に係る基礎 項目の額に含まれる額		/		/
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(記載上の注意) (略)				
第 2 連結財務諸表				
1 (略)				
2 第 期 末 (年 月 日現在) 連結貸借対照表				
(単位：百万円)				
科 目	金 額	科 目	金 額	
(略)	(略)	(略)	(略)	
		新 株 予 約 権 少 数 株 主 持 分		
		純資産の部合計		
資産の部合計		負債及び純資産の部合計		
(記載上の注意) (略)				

改正案	現行																																																				
<p style="text-align: center;">3 第 期 (年 月 日から 年 月 日まで) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) 連結損益計算書</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:50%; text-align: center;">科 目</th> <th style="width:50%; text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>法人税等合計</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>当期純利益</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>(又は当期純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非支配株主に帰属する当期純利益</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>(又は非支配株主に帰属する当期純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>親会社株主に帰属する当期純利益</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>(又は親会社株主に帰属する当期純損失)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次に掲げる 1 株当たり情報に関する事項を注記すること。</p> <p>(1) 1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後 1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額 (普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した 1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額をいう。以下この様式において同じ。) (銭単位)</p> <p>(2) 銀行持株会社が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して 1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後 1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額を算定している旨</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(2) 連結包括利益計算書</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%; text-align: center;">科 目</th> <th style="width:50%; text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当期純利益</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>(又は当期純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の包括利益</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	(略)	(略)	法人税等合計	× × ×	当期純利益	× × ×	(又は当期純損失)		非支配株主に帰属する当期純利益	× × ×	(又は非支配株主に帰属する当期純損失)		親会社株主に帰属する当期純利益	× × ×	(又は親会社株主に帰属する当期純損失)		科 目	金 額	当期純利益	× × ×	(又は当期純損失)		その他の包括利益	× × ×	<p style="text-align: center;">3 第 期 (年 月 日から 年 月 日まで) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) 連結損益計算書</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:50%; text-align: center;">科 目</th> <th style="width:50%; text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>法人税等合計</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>少数株主損益調整前当期純利益</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>(又は少数株主損益調整前当期純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>少数株主利益</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>(又は少数株主損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当期純利益</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>(又は当期純損失)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次に掲げる 1 株当たり情報に関する事項を注記すること。</p> <p>(1) 1 株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額 (普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した 1 株当たりの当期純利益金額をいう。以下この様式において同じ。) (銭単位)</p> <p>(2) 銀行持株会社が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して 1 株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額を算定している旨</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(2) 連結包括利益計算書</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%; text-align: center;">科 目</th> <th style="width:50%; text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>少数株主損益調整前当期純利益</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>(又は少数株主損益調整前当期純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の包括利益</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	(略)	(略)	法人税等合計	× × ×	少数株主損益調整前当期純利益	× × ×	(又は少数株主損益調整前当期純損失)		少数株主利益	× × ×	(又は少数株主損失)		当期純利益	× × ×	(又は当期純損失)		科 目	金 額	少数株主損益調整前当期純利益	× × ×	(又は少数株主損益調整前当期純損失)		その他の包括利益	× × ×
科 目	金 額																																																				
(略)	(略)																																																				
法人税等合計	× × ×																																																				
当期純利益	× × ×																																																				
(又は当期純損失)																																																					
非支配株主に帰属する当期純利益	× × ×																																																				
(又は非支配株主に帰属する当期純損失)																																																					
親会社株主に帰属する当期純利益	× × ×																																																				
(又は親会社株主に帰属する当期純損失)																																																					
科 目	金 額																																																				
当期純利益	× × ×																																																				
(又は当期純損失)																																																					
その他の包括利益	× × ×																																																				
科 目	金 額																																																				
(略)	(略)																																																				
法人税等合計	× × ×																																																				
少数株主損益調整前当期純利益	× × ×																																																				
(又は少数株主損益調整前当期純損失)																																																					
少数株主利益	× × ×																																																				
(又は少数株主損失)																																																					
当期純利益	× × ×																																																				
(又は当期純損失)																																																					
科 目	金 額																																																				
少数株主損益調整前当期純利益	× × ×																																																				
(又は少数株主損益調整前当期純損失)																																																					
その他の包括利益	× × ×																																																				

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 12 号

改正案		現行	
(略)	(略)	(略)	(略)
親会社株主に係る包括利益	× × ×	親会社株主に係る包括利益	× × ×
非支配株主に係る包括利益	× × ×	少数株主に係る包括利益	× × ×
(記載上の注意) (略)		(記載上の注意) (略)	
1～4 (略)		1～4 (略)	
5 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記4の注記と併せて記載することができる。		5 当期純利益金額又は当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記4の注記と併せて記載することができる。	
連結損益及び包括利益計算書 〔「(1) 連結損益計算書」及び「(2) 連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕		連結損益及び包括利益計算書 〔「(1) 連結損益計算書」及び「(2) 連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕	
(単位：百万円)		(単位：百万円)	
科 目	金 額	科 目	金 額
(略)	(略)	(略)	(略)
法人税等合計	× × ×	法人税等合計	× × ×
当期純利益	× × ×	少数株主損益調整前当期純利益	× × ×
(又は当期純損失)		(又は少数株主損益調整前当期純損失)	
親会社株主に帰属する当期純利益	× × ×	少数株主利益	× × ×
(又は親会社株主に帰属する当期純損失)		(又は少数株主損失)	
非支配株主に帰属する当期純利益	× × ×	当期純利益	× × ×
(又は非支配株主に帰属する当期純損失)		(又は当期純損失)	
その他の包括利益	× × ×	少数株主利益	× × ×
(略)	(略)	(又は少数株主損失)	
親会社株主に係る包括利益	× × ×	少数株主損益調整前当期純利益	× × ×
非支配株主に係る包括利益	× × ×	(又は少数株主損益調整前当期純損失)	
		その他の包括利益	× × ×
		(略)	(略)
		親会社株主に係る包括利益	× × ×
		少数株主に係る包括利益	× × ×
(記載上の注意)		(記載上の注意)	
1 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。		1 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。	
(1) 1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額(銭単位)		(1) 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(銭単位)	
(2) 銀行持株会社が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合		(2) 銀行持株会社が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合	

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 12 号

改正案	現行				
<table border="1"><tr><td data-bbox="222 247 828 291">(略)</td><td data-bbox="828 247 1374 291"></td></tr><tr><td data-bbox="222 291 482 372">(記載上の注意)</td><td data-bbox="482 291 1374 372">(略)</td></tr></table>	(略)		(記載上の注意)	(略)	
(略)					
(記載上の注意)	(略)				

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 13 号

改正案	現行																																																																												
<p>別紙様式第 13 号 (第 34 条の 25 第 1 項及び第 4 項関係)</p> <p>第 1 第 期 中 間 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>中間連結貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">科 目</th> <th style="width: 12.5%;">金 額</th> <th style="width: 25%;">科 目</th> <th style="width: 12.5%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">新 株 予 約 権 非 支 配 株 主 持 分</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">純資産の部合計</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資産の部合計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">負債及び純資産の部合計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p style="text-align: center;">中間連結損益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで)</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">科 目</th> <th style="width: 30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法 人 税 等 合 計</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中 間 純 利 益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(又 は 中 間 純 損 失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 中 間 純 利 益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(又は非支配株主に帰属する中間純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 中 間 純 利 益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(又は親会社株主に帰属する中間純損失)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次に掲げる 1 株当たり情報に関する事項を注記すること。</p> <p>(1) 1 株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後 1 株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額 (普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した 1 株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額をいう。以下この様式において同</p>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)	(略)	(略)	(略)			新 株 予 約 権 非 支 配 株 主 持 分				純資産の部合計		資産の部合計		負債及び純資産の部合計		科 目	金 額	(略)		法 人 税 等 合 計		中 間 純 利 益		(又 は 中 間 純 損 失)		非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 中 間 純 利 益		(又は非支配株主に帰属する中間純損失)		親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 中 間 純 利 益		(又は親会社株主に帰属する中間純損失)		<p>別紙様式第 13 号 (第 34 条の 25 第 1 項及び第 4 項関係)</p> <p>第 1 第 期 中 間 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>中間連結貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">科 目</th> <th style="width: 12.5%;">金 額</th> <th style="width: 25%;">科 目</th> <th style="width: 12.5%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">新 株 予 約 権 少 数 株 主 持 分</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">純資産の部合計</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資産の部合計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">負債及び純資産の部合計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p style="text-align: center;">中間連結損益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで)</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">科 目</th> <th style="width: 30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法 人 税 等 合 計</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">少 数 株 主 損 益 調 整 前 中 間 純 利 益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(又は少数株主損益調整前中間純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">少 数 株 主 利 益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(又 は 少 数 株 主 損 失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中 間 純 利 益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(又 は 中 間 純 損 失)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次に掲げる 1 株当たり情報に関する事項を注記すること。</p> <p>(1) 1 株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額 (普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した 1 株当たりの中間純利益金額をいう。以下この様式において同じ。) (銭単位)</p>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)	(略)	(略)	(略)			新 株 予 約 権 少 数 株 主 持 分				純資産の部合計		資産の部合計		負債及び純資産の部合計		科 目	金 額	(略)		法 人 税 等 合 計		少 数 株 主 損 益 調 整 前 中 間 純 利 益		(又は少数株主損益調整前中間純損失)		少 数 株 主 利 益		(又 は 少 数 株 主 損 失)		中 間 純 利 益		(又 は 中 間 純 損 失)	
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																										
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																										
		新 株 予 約 権 非 支 配 株 主 持 分																																																																											
		純資産の部合計																																																																											
資産の部合計		負債及び純資産の部合計																																																																											
科 目	金 額																																																																												
(略)																																																																													
法 人 税 等 合 計																																																																													
中 間 純 利 益																																																																													
(又 は 中 間 純 損 失)																																																																													
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 中 間 純 利 益																																																																													
(又は非支配株主に帰属する中間純損失)																																																																													
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 中 間 純 利 益																																																																													
(又は親会社株主に帰属する中間純損失)																																																																													
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																										
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																										
		新 株 予 約 権 少 数 株 主 持 分																																																																											
		純資産の部合計																																																																											
資産の部合計		負債及び純資産の部合計																																																																											
科 目	金 額																																																																												
(略)																																																																													
法 人 税 等 合 計																																																																													
少 数 株 主 損 益 調 整 前 中 間 純 利 益																																																																													
(又は少数株主損益調整前中間純損失)																																																																													
少 数 株 主 利 益																																																																													
(又 は 少 数 株 主 損 失)																																																																													
中 間 純 利 益																																																																													
(又 は 中 間 純 損 失)																																																																													

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 13 号

改正案	現行																																								
<p>じ。)(銭単位)</p> <p>(2) 銀行持株会社が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額を算定している旨</p> <p>2～7 (略)</p> <p style="text-align: center;">中間連結損益及び包括利益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで)</p> <p>〔「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕 (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">科 目</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法人税等合計</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中間純利益 (又は中間純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">親会社株主に帰属する中間純利益 (又は親会社株主に帰属する中間純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非支配株主に帰属する中間純利益 (又は非支配株主に帰属する中間純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他の包括利益 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">親会社株主に係る中間包括利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非支配株主に係る中間包括利益</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。</p> <p>(1) 1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額(銭単位)</p> <p>(2) 銀行持株会社が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する中間純</p>	科 目	金 額	(略)		法人税等合計		中間純利益 (又は中間純損失)		親会社株主に帰属する中間純利益 (又は親会社株主に帰属する中間純損失)		非支配株主に帰属する中間純利益 (又は非支配株主に帰属する中間純損失)		その他の包括利益 (略)		親会社株主に係る中間包括利益		非支配株主に係る中間包括利益		<p>(2) 銀行持株会社が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を算定している旨</p> <p>2～7 (略)</p> <p style="text-align: center;">中間連結損益及び包括利益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで)</p> <p>〔「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕 (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">科 目</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法人税等合計</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">少数株主損益調整前中間純利益 (又は少数株主損益調整前中間純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">少数株主利益 (又は少数株主損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中間純利益 (又は中間純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">少数株主利益 (又は少数株主損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">少数株主損益調整前中間純利益 (又は少数株主損益調整前中間純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他の包括利益 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">親会社株主に係る中間包括利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">少数株主に係る中間包括利益</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。</p> <p>(1) 1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額(銭単位)</p> <p>(2) 銀行持株会社が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの中間純利益金額又は中間純損</p>	科 目	金 額	(略)		法人税等合計		少数株主損益調整前中間純利益 (又は少数株主損益調整前中間純損失)		少数株主利益 (又は少数株主損失)		中間純利益 (又は中間純損失)		少数株主利益 (又は少数株主損失)		少数株主損益調整前中間純利益 (又は少数株主損益調整前中間純損失)		その他の包括利益 (略)		親会社株主に係る中間包括利益		少数株主に係る中間包括利益	
科 目	金 額																																								
(略)																																									
法人税等合計																																									
中間純利益 (又は中間純損失)																																									
親会社株主に帰属する中間純利益 (又は親会社株主に帰属する中間純損失)																																									
非支配株主に帰属する中間純利益 (又は非支配株主に帰属する中間純損失)																																									
その他の包括利益 (略)																																									
親会社株主に係る中間包括利益																																									
非支配株主に係る中間包括利益																																									
科 目	金 額																																								
(略)																																									
法人税等合計																																									
少数株主損益調整前中間純利益 (又は少数株主損益調整前中間純損失)																																									
少数株主利益 (又は少数株主損失)																																									
中間純利益 (又は中間純損失)																																									
少数株主利益 (又は少数株主損失)																																									
少数株主損益調整前中間純利益 (又は少数株主損益調整前中間純損失)																																									
その他の包括利益 (略)																																									
親会社株主に係る中間包括利益																																									
少数株主に係る中間包括利益																																									

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 13 号

改正案	現行																																																																
<p style="text-align: center;">利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後 1 株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額を算定している旨 2～7 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 第 期 中 間 決 算 公 告 (要旨)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">中間連結貸借対照表 (年 月 日現在) (単位：百万円又は億円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:15%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:15%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">新 株 予 約 権 非 支 配 株 主 持 分</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">純資産の部合計</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資産の部合計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">負債及び純資産の部合計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p style="text-align: center;">中間連結損益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで)</p> <p style="text-align: center;">(単位：百万円又は億円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:70%;">科 目</th> <th style="width:30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法 人 税 等 合 計</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中 間 純 利 益 (又 は 中 間 純 損 失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非支配株主に帰属する中間純利益 (又は非支配株主に帰属する中間純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">親会社株主に帰属する中間純利益 (又は親会社株主に帰属する中間純損失)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次に掲げる 1 株当たり情報に関する事項を注記すること。 (1) 1 株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後 1 株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額 (銭単位) (2) 銀行持株会社が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株</p>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)	(略)	(略)	(略)			新 株 予 約 権 非 支 配 株 主 持 分				純資産の部合計		資産の部合計		負債及び純資産の部合計		科 目	金 額	(略)		法 人 税 等 合 計		中 間 純 利 益 (又 は 中 間 純 損 失)		非支配株主に帰属する中間純利益 (又は非支配株主に帰属する中間純損失)		親会社株主に帰属する中間純利益 (又は親会社株主に帰属する中間純損失)		<p style="text-align: center;">失金額及び潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額を算定している旨 2～7 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 第 期 中 間 決 算 公 告 (要旨)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">中間連結貸借対照表 (年 月 日現在) (単位：百万円又は億円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:15%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:15%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">新 株 予 約 権 少 数 株 主 持 分</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">純資産の部合計</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資産の部合計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">負債及び純資産の部合計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p style="text-align: center;">中間連結損益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで)</p> <p style="text-align: center;">(単位：百万円又は億円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:70%;">科 目</th> <th style="width:30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法 人 税 等 合 計</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">少 数 株 主 損 益 調 整 前 中 間 純 利 益 (又は少数株主損益調整前中間純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">少 数 株 主 利 益 (又 は 少 数 株 主 損 失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中 間 純 利 益 (又 は 中 間 純 損 失)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次に掲げる 1 株当たり情報に関する事項を注記すること。 (1) 1 株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額 (銭単位) (2) 銀行持株会社が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株</p>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)	(略)	(略)	(略)			新 株 予 約 権 少 数 株 主 持 分				純資産の部合計		資産の部合計		負債及び純資産の部合計		科 目	金 額	(略)		法 人 税 等 合 計		少 数 株 主 損 益 調 整 前 中 間 純 利 益 (又は少数株主損益調整前中間純損失)		少 数 株 主 利 益 (又 は 少 数 株 主 損 失)		中 間 純 利 益 (又 は 中 間 純 損 失)	
科 目	金 額	科 目	金 額																																																														
(略)	(略)	(略)	(略)																																																														
		新 株 予 約 権 非 支 配 株 主 持 分																																																															
		純資産の部合計																																																															
資産の部合計		負債及び純資産の部合計																																																															
科 目	金 額																																																																
(略)																																																																	
法 人 税 等 合 計																																																																	
中 間 純 利 益 (又 は 中 間 純 損 失)																																																																	
非支配株主に帰属する中間純利益 (又は非支配株主に帰属する中間純損失)																																																																	
親会社株主に帰属する中間純利益 (又は親会社株主に帰属する中間純損失)																																																																	
科 目	金 額	科 目	金 額																																																														
(略)	(略)	(略)	(略)																																																														
		新 株 予 約 権 少 数 株 主 持 分																																																															
		純資産の部合計																																																															
資産の部合計		負債及び純資産の部合計																																																															
科 目	金 額																																																																
(略)																																																																	
法 人 税 等 合 計																																																																	
少 数 株 主 損 益 調 整 前 中 間 純 利 益 (又は少数株主損益調整前中間純損失)																																																																	
少 数 株 主 利 益 (又 は 少 数 株 主 損 失)																																																																	
中 間 純 利 益 (又 は 中 間 純 損 失)																																																																	

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 13 号

改正案	現行																																				
<p>式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額を算定している旨</p> <p>2～4 (略)</p> <p style="text-align: center;">中間連結損益及び包括利益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで)</p> <p>〔「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕 (単位：百万円又は億円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">科 目</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法人税等合計 中間純利益 (又は中間純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">親会社株主に帰属する中間純利益 (又は親会社株主に帰属する中間純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非支配株主に帰属する中間純利益 (又は非支配株主に帰属する中間純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他の包括利益 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">親会社株主に係る中間包括利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非支配株主に係る中間包括利益</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。</p> <p>(1) 1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額(銭単位)</p> <p>(2) 銀行持株会社が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額を算定している旨</p>	科 目	金 額	(略)		法人税等合計 中間純利益 (又は中間純損失)		親会社株主に帰属する中間純利益 (又は親会社株主に帰属する中間純損失)		非支配株主に帰属する中間純利益 (又は非支配株主に帰属する中間純損失)		その他の包括利益 (略)		親会社株主に係る中間包括利益		非支配株主に係る中間包括利益		<p>式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を算定している旨</p> <p>2～4 (略)</p> <p style="text-align: center;">中間連結損益及び包括利益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで)</p> <p>〔「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕 (単位：百万円又は億円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">科 目</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法人税等合計 少数株主損益調整前中間純利益 (又は少数株主損益調整前中間純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">少数株主利益 (又は少数株主損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中間純利益 (又は中間純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">少数株主利益 (又は少数株主損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">少数株主損益調整前中間純利益 (又は少数株主損益調整前中間純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他の包括利益 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">親会社株主に係る中間包括利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">少数株主に係る中間包括利益</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。</p> <p>(1) 1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額(銭単位)</p> <p>(2) 銀行持株会社が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を算定している旨</p>	科 目	金 額	(略)		法人税等合計 少数株主損益調整前中間純利益 (又は少数株主損益調整前中間純損失)		少数株主利益 (又は少数株主損失)		中間純利益 (又は中間純損失)		少数株主利益 (又は少数株主損失)		少数株主損益調整前中間純利益 (又は少数株主損益調整前中間純損失)		その他の包括利益 (略)		親会社株主に係る中間包括利益		少数株主に係る中間包括利益	
科 目	金 額																																				
(略)																																					
法人税等合計 中間純利益 (又は中間純損失)																																					
親会社株主に帰属する中間純利益 (又は親会社株主に帰属する中間純損失)																																					
非支配株主に帰属する中間純利益 (又は非支配株主に帰属する中間純損失)																																					
その他の包括利益 (略)																																					
親会社株主に係る中間包括利益																																					
非支配株主に係る中間包括利益																																					
科 目	金 額																																				
(略)																																					
法人税等合計 少数株主損益調整前中間純利益 (又は少数株主損益調整前中間純損失)																																					
少数株主利益 (又は少数株主損失)																																					
中間純利益 (又は中間純損失)																																					
少数株主利益 (又は少数株主損失)																																					
少数株主損益調整前中間純利益 (又は少数株主損益調整前中間純損失)																																					
その他の包括利益 (略)																																					
親会社株主に係る中間包括利益																																					
少数株主に係る中間包括利益																																					

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 13 号

改正案	現行
2～4 (略)	2～4 (略)

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 13 号の2

改正案	現行																																																																												
<p>別紙様式第 13 号の 2 (第 34 条の 25 第 1 項及び第 4 項関係) 第 1 第 期 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>連結貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:15%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:15%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">新 株 予 約 権 非 支 配 株 主 持 分</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">純資産の部合計</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資産の部合計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">負債及び純資産の部合計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p style="text-align: center;">連結損益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで)</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">科 目</th> <th style="width:50%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法 人 税 等 合 計</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">当 期 純 利 益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(又 は 当 期 純 損 失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(又は非支配株主に帰属する当期純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(又は親会社株主に帰属する当期純損失)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次に掲げる 1 株当たり情報に関する事項を注記すること。</p> <p>(1) 1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後 1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額 (普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した 1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額をいう。以下この様式において同</p>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)				新 株 予 約 権 非 支 配 株 主 持 分				純資産の部合計		資産の部合計		負債及び純資産の部合計		科 目	金 額	(略)		法 人 税 等 合 計		当 期 純 利 益		(又 は 当 期 純 損 失)		非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		(又は非支配株主に帰属する当期純損失)		親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		(又は親会社株主に帰属する当期純損失)		<p>別紙様式第 13 号の 2 (第 34 条の 25 第 1 項及び第 4 項関係) 第 1 第 期 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>連結貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:15%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:15%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">新 株 予 約 権 少 数 株 主 持 分</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">純資産の部合計</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資産の部合計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">負債及び純資産の部合計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p style="text-align: center;">連結損益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで)</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">科 目</th> <th style="width:50%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法 人 税 等 合 計</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(又は少数株主損益調整前当期純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">少 数 株 主 利 益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(又 は 少 数 株 主 損 失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">当 期 純 利 益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(又 は 当 期 純 損 失)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次に掲げる 1 株当たり情報に関する事項を注記すること。</p> <p>(1) 1 株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額 (普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した 1 株当たりの当期純利益金額をいう。以下この様式において同じ。) (銭単位)</p>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)				新 株 予 約 権 少 数 株 主 持 分				純資産の部合計		資産の部合計		負債及び純資産の部合計		科 目	金 額	(略)		法 人 税 等 合 計		少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		(又は少数株主損益調整前当期純損失)		少 数 株 主 利 益		(又 は 少 数 株 主 損 失)		当 期 純 利 益		(又 は 当 期 純 損 失)	
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																										
(略)		(略)																																																																											
		新 株 予 約 権 非 支 配 株 主 持 分																																																																											
		純資産の部合計																																																																											
資産の部合計		負債及び純資産の部合計																																																																											
科 目	金 額																																																																												
(略)																																																																													
法 人 税 等 合 計																																																																													
当 期 純 利 益																																																																													
(又 は 当 期 純 損 失)																																																																													
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益																																																																													
(又は非支配株主に帰属する当期純損失)																																																																													
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益																																																																													
(又は親会社株主に帰属する当期純損失)																																																																													
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																										
(略)		(略)																																																																											
		新 株 予 約 権 少 数 株 主 持 分																																																																											
		純資産の部合計																																																																											
資産の部合計		負債及び純資産の部合計																																																																											
科 目	金 額																																																																												
(略)																																																																													
法 人 税 等 合 計																																																																													
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益																																																																													
(又は少数株主損益調整前当期純損失)																																																																													
少 数 株 主 利 益																																																																													
(又 は 少 数 株 主 損 失)																																																																													
当 期 純 利 益																																																																													
(又 は 当 期 純 損 失)																																																																													

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 13 号の2

改正案	現行																																																												
<p>じ。)(銭単位)</p> <p>(2) 銀行持株会社が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額を算定している旨</p> <p>2～8 (略)</p> <p style="text-align: center;">連結損益及び包括利益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで)</p> <p>〔「連結損益計算書」について、「連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕 (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">科 目</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法人税等合計</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">当期純利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(又は当期純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">親会社株主に帰属する当期純利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(又は親会社株主に帰属する当期純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非支配株主に帰属する当期純利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(又は非支配株主に帰属する当期純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他の包括利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">親会社株主に係る包括利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非支配株主に係る包括利益</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。</p> <p>(1) 1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額(銭単位)</p> <p>(2) 銀行持株会社が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は</p>	科 目	金 額	(略)		法人税等合計		当期純利益		(又は当期純損失)		親会社株主に帰属する当期純利益		(又は親会社株主に帰属する当期純損失)		非支配株主に帰属する当期純利益		(又は非支配株主に帰属する当期純損失)		その他の包括利益		(略)		親会社株主に係る包括利益		非支配株主に係る包括利益		<p>(2) 銀行持株会社が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定している旨</p> <p>2～8 (略)</p> <p style="text-align: center;">連結損益及び包括利益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで)</p> <p>〔「連結損益計算書」について、「連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕 (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">科 目</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法人税等合計</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">少数株主損益調整前当期純利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(又は少数株主損益調整前当期純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">少数株主利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(又は少数株主損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">当期純利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(又は当期純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">少数株主利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(又は少数株主損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">少数株主損益調整前当期純利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(又は少数株主損益調整前当期純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他の包括利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">親会社株主に係る包括利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">少数株主に係る包括利益</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。</p> <p>(1) 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(銭単位)</p> <p>(2) 銀行持株会社が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜</p>	科 目	金 額	(略)		法人税等合計		少数株主損益調整前当期純利益		(又は少数株主損益調整前当期純損失)		少数株主利益		(又は少数株主損失)		当期純利益		(又は当期純損失)		少数株主利益		(又は少数株主損失)		少数株主損益調整前当期純利益		(又は少数株主損益調整前当期純損失)		その他の包括利益		(略)		親会社株主に係る包括利益		少数株主に係る包括利益	
科 目	金 額																																																												
(略)																																																													
法人税等合計																																																													
当期純利益																																																													
(又は当期純損失)																																																													
親会社株主に帰属する当期純利益																																																													
(又は親会社株主に帰属する当期純損失)																																																													
非支配株主に帰属する当期純利益																																																													
(又は非支配株主に帰属する当期純損失)																																																													
その他の包括利益																																																													
(略)																																																													
親会社株主に係る包括利益																																																													
非支配株主に係る包括利益																																																													
科 目	金 額																																																												
(略)																																																													
法人税等合計																																																													
少数株主損益調整前当期純利益																																																													
(又は少数株主損益調整前当期純損失)																																																													
少数株主利益																																																													
(又は少数株主損失)																																																													
当期純利益																																																													
(又は当期純損失)																																																													
少数株主利益																																																													
(又は少数株主損失)																																																													
少数株主損益調整前当期純利益																																																													
(又は少数株主損益調整前当期純損失)																																																													
その他の包括利益																																																													
(略)																																																													
親会社株主に係る包括利益																																																													
少数株主に係る包括利益																																																													

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 13 号の2

改正案	現行																																																																
<p style="text-align: center;">親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後 1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額を算定している旨</p> <p style="text-align: center;">2～8 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 第 期 決 算 公 告 (要旨)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">連結貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円又は億円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:15%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:15%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">新 株 予 約 権 非 支 配 株 主 持 分</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">純資産の部合計</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資産の部合計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">負債及び純資産の部合計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p style="text-align: center;">連結損益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで)</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円又は億円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:70%;">科 目</th> <th style="width:30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法 人 税 等 合 計</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">当 期 純 利 益 (又 は 当 期 純 損 失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非支配株主に帰属する当期純利益 (又は非支配株主に帰属する当期純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">親会社株主に帰属する当期純利益 (又は親会社株主に帰属する当期純損失)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次に掲げる 1 株当たり情報に関する事項を注記すること。</p> <p>(1) 1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後 1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額 (銭単位)</p> <p>(2) 銀行持株会社が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合</p>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)	(略)	(略)	(略)			新 株 予 約 権 非 支 配 株 主 持 分				純資産の部合計		資産の部合計		負債及び純資産の部合計		科 目	金 額	(略)		法 人 税 等 合 計		当 期 純 利 益 (又 は 当 期 純 損 失)		非支配株主に帰属する当期純利益 (又は非支配株主に帰属する当期純損失)		親会社株主に帰属する当期純利益 (又は親会社株主に帰属する当期純損失)		<p style="text-align: center;">在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額を算定している旨</p> <p style="text-align: center;">2～8 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 第 期 決 算 公 告 (要旨)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">連結貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円又は億円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:15%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:15%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">新 株 予 約 権 少 数 株 主 持 分</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">純資産の部合計</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資産の部合計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">負債及び純資産の部合計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p style="text-align: center;">連結損益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで)</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円又は億円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:70%;">科 目</th> <th style="width:30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法 人 税 等 合 計</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益 (又は少数株主損益調整前当期純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">少 数 株 主 利 益 (又 は 少 数 株 主 損 失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">当 期 純 利 益 (又 は 当 期 純 損 失)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次に掲げる 1 株当たり情報に関する事項を注記すること。</p> <p>(1) 1 株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額 (銭単位)</p> <p>(2) 銀行持株会社が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合</p>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)	(略)	(略)	(略)			新 株 予 約 権 少 数 株 主 持 分				純資産の部合計		資産の部合計		負債及び純資産の部合計		科 目	金 額	(略)		法 人 税 等 合 計		少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益 (又は少数株主損益調整前当期純損失)		少 数 株 主 利 益 (又 は 少 数 株 主 損 失)		当 期 純 利 益 (又 は 当 期 純 損 失)	
科 目	金 額	科 目	金 額																																																														
(略)	(略)	(略)	(略)																																																														
		新 株 予 約 権 非 支 配 株 主 持 分																																																															
		純資産の部合計																																																															
資産の部合計		負債及び純資産の部合計																																																															
科 目	金 額																																																																
(略)																																																																	
法 人 税 等 合 計																																																																	
当 期 純 利 益 (又 は 当 期 純 損 失)																																																																	
非支配株主に帰属する当期純利益 (又は非支配株主に帰属する当期純損失)																																																																	
親会社株主に帰属する当期純利益 (又は親会社株主に帰属する当期純損失)																																																																	
科 目	金 額	科 目	金 額																																																														
(略)	(略)	(略)	(略)																																																														
		新 株 予 約 権 少 数 株 主 持 分																																																															
		純資産の部合計																																																															
資産の部合計		負債及び純資産の部合計																																																															
科 目	金 額																																																																
(略)																																																																	
法 人 税 等 合 計																																																																	
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益 (又は少数株主損益調整前当期純損失)																																																																	
少 数 株 主 利 益 (又 は 少 数 株 主 損 失)																																																																	
当 期 純 利 益 (又 は 当 期 純 損 失)																																																																	

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 13 号の2

改正案	現行																																				
<p>又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額を算定している旨</p> <p>2～4 (略)</p> <p style="text-align: center;">連結損益及び包括利益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで)</p> <p>〔「連結損益計算書」について、「連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕 (単位：百万円又は億円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">科 目</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法人税等合計 当期純利益 (又は当期純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">親会社株主に帰属する当期純利益 (又は親会社株主に帰属する当期純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非支配株主に帰属する当期純利益 (又は非支配株主に帰属する当期純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他の包括利益 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">親会社株主に係る包括利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非支配株主に係る包括利益</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。</p> <p>(1) 1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額(銭単位)</p> <p>(2) 銀行持株会社が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額を算定している旨</p>	科 目	金 額	(略)		法人税等合計 当期純利益 (又は当期純損失)		親会社株主に帰属する当期純利益 (又は親会社株主に帰属する当期純損失)		非支配株主に帰属する当期純利益 (又は非支配株主に帰属する当期純損失)		その他の包括利益 (略)		親会社株主に係る包括利益		非支配株主に係る包括利益		<p>又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定している旨</p> <p>2～4 (略)</p> <p style="text-align: center;">連結損益及び包括利益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで)</p> <p>〔「連結損益計算書」について、「連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕 (単位：百万円又は億円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">科 目</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法人税等合計 少数株主損益調整前当期純利益 (又は少数株主損益調整前当期純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">少数株主利益 (又は少数株主損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">当期純利益 (又は当期純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">少数株主利益 (又は少数株主損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">少数株主損益調整前当期純利益 (又は少数株主損益調整前当期純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他の包括利益 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">親会社株主に係る包括利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">少数株主に係る包括利益</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。</p> <p>(1) 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(銭単位)</p> <p>(2) 銀行持株会社が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定している旨</p>	科 目	金 額	(略)		法人税等合計 少数株主損益調整前当期純利益 (又は少数株主損益調整前当期純損失)		少数株主利益 (又は少数株主損失)		当期純利益 (又は当期純損失)		少数株主利益 (又は少数株主損失)		少数株主損益調整前当期純利益 (又は少数株主損益調整前当期純損失)		その他の包括利益 (略)		親会社株主に係る包括利益		少数株主に係る包括利益	
科 目	金 額																																				
(略)																																					
法人税等合計 当期純利益 (又は当期純損失)																																					
親会社株主に帰属する当期純利益 (又は親会社株主に帰属する当期純損失)																																					
非支配株主に帰属する当期純利益 (又は非支配株主に帰属する当期純損失)																																					
その他の包括利益 (略)																																					
親会社株主に係る包括利益																																					
非支配株主に係る包括利益																																					
科 目	金 額																																				
(略)																																					
法人税等合計 少数株主損益調整前当期純利益 (又は少数株主損益調整前当期純損失)																																					
少数株主利益 (又は少数株主損失)																																					
当期純利益 (又は当期純損失)																																					
少数株主利益 (又は少数株主損失)																																					
少数株主損益調整前当期純利益 (又は少数株主損益調整前当期純損失)																																					
その他の包括利益 (略)																																					
親会社株主に係る包括利益																																					
少数株主に係る包括利益																																					

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 13 号の2

改正案	現行
2～4 (略)	2～4 (略)

